

# 業鑛炭石

# 報會助互

號八第・卷四第

行發日十二月八年四十和昭

昭和十四年四月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日發行)  
昭和十四年八月十七日印刷本

## 目次

(卷頭言) (排英運動と拜英論考) .....	鳴 濤 (一)
石炭の具体的増産方策とプール制による共販制度 .....	野上辰之助 (二)
産業報國聯盟の新方針に就て .....	町田辰次郎 (二)
筑豊炭田の熱量と灰分關係 .....	町田 隆介 (四)
参考 資料	
試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過(八) .....	星 惣吉 (三)
鑛山監督局擴充 .....	(四)
鑛山初給貸銀答申 .....	(二八)
福岡鑛業報國聯合會結成 .....	(三)
若松荷役改善會規定決定 .....	(三五)
石 炭 船 運 賃 .....	(三七)
石炭販賣取締規則公布 .....	(四〇)
象 報	
石炭共販會社の設立具体案成る其他 .....	(四)
本會 記事	
重役會並理事會 .....	(五)
石炭鑛業權設定 .....	(六)
炭 界 日 誌 .....	(七)
	(福岡鑛山監督局管内) (六)
	財津原生 (七)

八月號

行發會助互業鑛炭石

炭坑關係者各位の  
御安全を祈る

福岡市藥院大通二丁目八二番地

# 福岡石炭商會

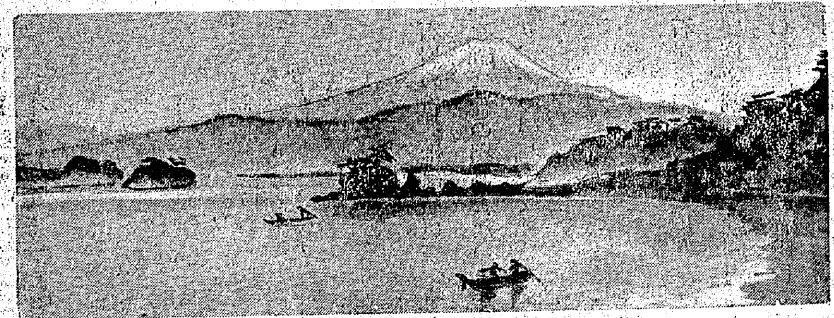
電話福岡西③

(西) 二三一九番  
(西) 四三四二番

出	佐世保市相之浦	所長 仁藤已知勇
張	佐賀縣東松浦郡楠久	所長 西村勉一
所	若松市濱三番町二丁目	所長 渡邊幹夫
	東京市代々木西原町八九六	所長 野口祐三郎
	名古屋市昭和區田邊通二丁目一	

昭和石炭株式會社々長 古田慶三氏書

風送雲香碧發成鏡 燈月五窓窓前  
春山以又生春山以洪 萬景極輝彩霞



—▷ 卷 頭 言 ◁—

排英運動と拜英論者

日英東京會談も開會以來既に一月餘になるが、英國側の不誠意極まる態度と老獪なる畫策によつて、遷延に遷延を重ね遂に小田原評定に終らんとしてゐる。一体何故に斯くまで會談を遷延され而かも天津現地代表の武藤少將以下軍代表の引揚後の今日何の見込みあつて會談を繼續してゐるのか。問答無用ノ速かに會談を決裂して我が独自の立場に於て行動を開始すべきである。即ち百の問答より押の一歩あるのみだ。加之風雲急を告げつゝある昨今の歐洲情勢と内地は固より東亞大陸各地に於ける澎湃たる排英氣運の横溢せる今日には實に千載一遇の好機會なることを認識すべきである。

然るに敢てこの快樂に出でざる原因那邊にありやといふに、我國政治の上層部殊に重臣外交畑に幾多の拜英論者あるが故である。彼等は我が對歐根本策樹立を遷延せしめ、日、獨、伊の軍事同盟を妨げ、ひいては事變を益々永びかせ東亞新秩序建設を妨害しつゝある、實に拜英論者は獅子心中の虫である。

今や南支方面に於ては汪兆銘一派の和平救國運動に驍將吳佩孚將軍の合作により新政權樹立せられんとする際、我等は一方に於ては益々排英擊英の氣運を醸成し、一方に於ては拜英論者を排撃して、速かに日獨伊軍事同盟を締結し、世界的海賊國たる英國を一撃し、租界を回收し印度三億の民衆をその羈絆より脱せしめ、東亞の天地よりイギリスの勢力を完全に剝奪して、聖戰目的達成のために邁進すべきである。

(鳴 濤)



書氏三慶田古 長社炭石和昭



若 松 杉山響洋畫伯筆

# 石炭の具体的増産方策とプール制による共販制度

石炭鑛業互助會々長  
互助會石炭株式會社々長

野上辰之助

## 一 緒 論

石炭の重要性は今更贅言する迄もない事であるが只茲に力説したい點は凡ゆる生産品が殆んど原料より數階段の生産工程を経て一の製品となるまでには石炭が燃料として其の各段階の各部門に亘り夫々生産コストの幾パーセントかを占めて居り、一の製品完成までには二三重と石炭と關聯して居ることである。

## 二 政府の統制強化

石炭は戦時は固より平時に於ても國防産業上重要な使命を有するものなれば我政府當局は昭和九年より石炭に對して重要産業統制法を發動適用し今次事變勃發するや本格的統制に乗り出し商工省内に石炭生産協議會、石炭配給協議會を新設し官民より委員を選任して石炭の需給調整を確立せんとして昨年九月一日輸出入品臨時措置法に基き昭和石炭株式會社に對し標準値より約壹割見當の炭價引下命令を發し又最近は商工省機構改革に伴ひ燃料局に石炭部を新設し中央物價委員

會池田會長より總動員法第十九條の發動により石炭の値下を要請し来る十月一日より互助會石炭株式會社株主の石炭販賣にも切符制度を實施し非加盟炭坑は政府の直轄として全面的統制を行ふ豫定である。

## 三 低物價政策と増産政策

斯の如く石炭は凡ゆる産業の原動力なれば政府當局は如何にして安價な石炭を供給するかに苦心されてゐるが、一步統制方策を誤れば却て逆効果を表はす結果となるてあらう。

即ち現下の戦時体制下に於ける經濟政策の二大根幹をなすものは低物價政策と増産政策であるが、此の二大政策は理論的に相反するものである。此の相反する二大重要政策を同時に遂行せんと焦慮する所に無理があり矛盾がある様だが然し此の國難に對處する爲には其の矛盾無理を克服するの意氣を必要とすることは論を俟たぬ。

茲に政府當局は凡ゆる劃期的な強力統制法を總動員して此の難關を突破し解決せんとて全力を傾倒してゐるが、その結果は必らずしも満足すべきものでない事は周知の如くである。即ち増産の遂行は遅々として進まず低物價政策を基調とする幾多の公定價格、最高價格、標準價格等の設定を見たるも其實之れより何割も高き闇相場の出現は半ば公然化し經濟警察は之が取締に狂奔してゐる有様である。

之を炭界の現状に徴するに昭和八年以來漸次増産に次ぐ増産を以てし需要激増したる昨十三年度は辛ふじて需給のバランスを合せたが本年度は一般需要の増大と燃料油の消費制限が石炭に轉化し來れる爲約一割五分即ち七百万屯の増加が見込まれる。之がため昨年中増産五ヶ年計畫を樹てたのであるが本年一月以降五月に至る送炭実績は左の如く昨年より却つて二十万屯餘の減産となり石炭鑛業聯合會の既定數量に比すれば實に九十二万七千屯の激減である。(單位千屯)

月 別 昨年 に 比 し 減 豫定數量 に 比 し 減

一月	一〇二	四二五
二月	六〇	三三三
三月	五六	九二
四月	七五	一一
五月	二八	六五
計	二〇九	九二七

此の儘推移すれば實に由々しき大事である。斯くの如き増産すべき時期に於て却つて減産となつてゐる原因は第一勞働力の不足、第二炭礦に使用する諸資材の入手困難、第三生産コストの上昇に反比例して炭價引下による採算上の矛盾である

#### 四 均一炭價制の不合理不公平

然らば如何にして激増せる石炭需要に即應して之が充分なる供給をなし得るかに付て私の經驗と研究に基き愚見を述べてみようと思ふ。石炭は山間與地程優良炭が埋藏してゐると言ふ譯のものではなく低カロリーの乙種炭も存在してゐるものである。海陸交通の便利な個所に優良炭の存在する事は原料炭として大牟田の三池炭、佐賀縣の杵島炭、長崎縣の端島、高島、松島炭、家庭用炭として宇部の沖之山炭、宇部炭等があつて此等は最も優良炭である。之れに反し筑豊炭田の嘉穂、田川方面の如き貨車賃高率にして加之薄層であつて坑内條件悪く埠頭迄のコストは非常に他に比し高くなつてゐるのである。故に他の好條件の炭坑が相當の利潤をあげてゐる際でも是等の悪條件の炭坑は缺損を見てゐるの状態である。

故に鑛業所所在地の便不便により又坑内條件の良否によつてコスト決定に多大の關係を及ぼすものにして此點一坑のみ

經營する坑主にとつては非常に天が不公平を興へてゐる譯である。然し大會社にして數ヶ所に鑛山を有してゐるものは、自然自己の會社内にて此等を調整し平均コストのバランスがとれてゐる。然し我互助會の如きは百數十人の經營者の内會社と個人經營者とあり、此の内悪條件の殘餘鑛區を開發せるものが大部分である。既に商工省の調査にも表はれてゐる如く大手筋炭坑の採炭夫採収率に比し互助會系炭坑の採収率はその半ばである事を見ても如何に坑内が悪條件であるか明らかである。

然るに一意鑛業報國の念に焼ゆる吾々は最近非常時の物價騰貴にも不拘政府の方針に基き増産計畫を遂行してゐるものであつて日産化學工業の如き其の設備費は他鑛山に比し約二倍三倍の經費を要してゐるのである。右の日産化學のみならず他の會員も以上の悪條件下に、凡ゆる事業上の不利を忍び政府の増産獎勵方針に順應して平時に比し日産化學同様の經費を設備に投下して事業を擴張及新規に開坑してゐる者が多々あり、此等の事業主に對して商工省が他の優良條件の下にある事業主並に物價騰貴前に設備せる事業主に對すると同様なる炭價の均一統制をなさんとするは公平を缺く憾み甚しきものあり、斯くては折角なる政府の低物價増産政策も徒らに事業主を苦しめ其の事業を破綻に導き遂には其の政策も逆効果を來すべく依つて當局に於て右の特殊事情を充分考慮せられ炭價の公平なる統制を行はれん事を要望するものである。

#### 五 増産遂行の具体的方策

##### (1) 金融の改善

新鑛區を開坑せんとする時は其の鑛區の埋藏量の多寡に應じて設備計畫をなすものであるが之に伴ふ排水量の豫測を加味し經濟出炭量の目標を定めて最低經常費即ち其の鑛山の標準コストが表はれるのである。然し之れは資金を潤澤に有して居る者の經營する場合の事であつて、我互助會の大半の者は資金を潤澤に有せず従つて經濟出炭に到達するには甚し

く時日の遅延を來し茲に對外的の資本援助が必要となる譯で充分なる資金あれば石炭を安く採掘する方法は何人でも考へてゐるのである。

次に借入金も投資しても利益を得る迄には相當の時日を要する、殊に最近の如く機材入手困難の時代に於ては益々事業計畫は豫定通りには進捗せず之が爲に假に百萬圓借入をした者が二年間利子を拂ふ時は六歩五厘として二ヶ年に十三萬圓を要し、實際の投資額は残り八十七萬圓となり、一方には支拂方法は抵償に五十錢とか七十錢とかの條件となつて居るから之等は相當事業主を苦しめる負擔となる譯である。(最近は期間を限つて据置の方法もあり)。故に貸出を受ける資格ある炭坑あらば經濟出炭に達する迄一ヶ年若くは二ヶ年位餘裕を置き金利を取立てその金利も累進率を以て取立てれば銀行でも何等缺損しないと思ふ之れは單に石炭山のみでなく金屬鑛山に對しても此の點考慮して貰いたいと思ふ。

#### (ロ) 労働力の不足補充と労働者異動防止其他

次に今日では炭坑に使用する諸資材の不足よりも労働力の不足の爲に出炭は減少し噸當り壹圓以上コストが高くなつてゐると思はれる炭坑が澤山ある、例へば一ヶ月壹萬噸出炭してゐた炭坑が労働者の不足の爲め八千噸に出炭減を來したる場合と雖も排水料、電力料、坑外人件費、機械消耗費等は必ずしも不足二千噸の割合に於て減少するものではなく、寧ろ一萬噸出炭に要すると同様なり。又労働者異動による出炭減も見逃すことは出来ない、最近労働手帳を交附され幾分異動も緩和されたようであるがそれでも相當異動してゐる状態で、之が取締を一層強化して異動防止に務めねばならないと思ふ即ち異動せんとする者は少くとも一週間は休業し又炭山が變ると其の炭山の特殊事情に不案内の爲能率は低下し事故は異動後一ヶ月間が一番多い様である。

労働手帳は労働者の履歴書であると同時に瓦斯、落盤等危険防止方法習得の有無を證する免許證である様に取扱はるべきである。萬一此の手帳が以前の様に無い場合は、新參坑夫で經驗なき坑夫が重要鑛山に經驗者の如く裝ふて入籍する場

合と雖も本人の經驗無經驗を證する何も無く之程危険な事はないのである。若し之れを誤つて使用した場合本人が失策したとすれば本人の身の危険であるでなく事業主及他の労働者も多大の危険を蒙るのである。

今我國では戦地は固より産業戦士一人の生命は實に貴重なるものであるから災害防止、能率増進、増産遂行の見地よりも充分なる監督をなし労働者を保護助長し現下の手帳制度を強化すべきである。

以上全國不足労働の充足を急速にし他面労働手帳の取扱徹底化を強化する事が肝要である。

#### (ハ) 休眠鑛區の開發

尙茲に見逃す可らざる事は石炭鑛區の整理を斷行し既設設備により隣接鑛區に迷惑をかけざる範圍に於て之を技術的見地より増産法の發動により分割譲渡せしめ速やかに具体的増産方策を樹立せしむべき事である。

#### (ニ) 炭坑投資資金の逃避防止

政府に於て最近炭價を合理的に値下するとの聲が頻繁に各所に唱へられるので労働力不足、機械入手困難に苦しんでゐる折柄益々炭坑事業の將來を不安がつて寧ろ安全なる化學工業重工業への投資に轉向しようとする傾向があり、一般又炭坑投資を躊躇してゐる嫌あり之も又一つの増産の妨げになつてゐる。特に中小炭坑業者は他よりの融通資金によらずして自己の資金又は同族者の資金に依つて企業してゐる者多く現在徐々に他の安全なる事業を選び投資せんとする傾向に在り以上の點よりして一日も早く炭價の妥當なる基點を決定し此の不安を除去する事が肝要である。

#### (ホ) 機材入手難の緩和

内地に於ては機械機材入手が極端に困難なるに反し内地より朝鮮、滿洲、支那にはどしどし多大の移出輸出を見てゐる之れは一面新天地に産業が發展し日滿支經濟ブロックの強化は喜ばしき事であるが、反面内地炭坑事業者は諸資材の不足から經營の圓滑を缺き出炭は減じ事業者、需要者相共に苦痛を受くる状態にして此の關係は恰も滿鮮支那と言ふ肉體を救

ほんとして之れに多量の輸血をなし爲めに其の母体を弱化せしめんとしてゐると同一である。故に機械類を滿鮮支那に送るとすればその代償に同地方より内地の勞力不足を充足せしめ一方量的にも制限し内地需要家には之れを充分に供給する等此の間の均衡を計るべきである。

#### (ハ) 高炭價政策

今一つは増産の一方策として高物價政策を適用し先づ原料品關係就中軍需工業用原料炭のみに一割乃至二割炭價を引上げ一方事業主は勞賃をあげ労働者を集め出炭の増産をなすのであるが但之れは一時的のもので此の際は寧ろ半島人、支那苦力歸順匪族を九州、北海道の鑛山に使用すべきであらう。

斯くて既設炭坑はその増産を、未開發鑛區は其の稼行を促進し全國的に相當の増産となり従つて現在の需給状態が緩和されれば炭價も漸次引下り凡ゆる諸産業が要望する炭價引下の目的は達成せられて、竝に増産計畫も圓滑に遂行し得られるのである。

#### 六 プール制による共販を提唱

然し聖戰目的の遂行をなしつゝある限り石炭の需要は益々多きを加ふるは必至である、然るに増産は資材勞力等の關係で其の需要に即應するには一定の限度あり、茲に配給の合理化に依る解決が必要となつて來るのである。此の際配給の合理化が出来ぬ以上炭界は益々緊迫し需要者各別個毎に石炭の使用制限は勿論、石炭を燃料として生成されたる製品の使用迄其の累が及ぶことは當然で、現在の配給制度の改變は絶体必要となり國家總力戦に必要な新配給制度の樹立が切實の急務となつて來る商工省當局に於ても豫て臨時物資調整局を中心として鋭意研究の上如何にして戦時体制下の物資動員計畫に即應せしめるか、石炭配給上の難點を如何に改革するかを旨指して其の具体案の作成を急ぎつゝあつたが、最近行政

機構の大改革は實現されたので燃料局に於ては配給機構合理化案の大綱を取り纏めつゝある。

惟ふに石炭配給統制の眞の合理化はプール制による共販會社の設立のみに依つて解決されるものである限り一日も早く共販會社を設立し、以て需給調整を圓滑ならしめる事が急務である。其の實行方法として各炭鑛の出炭の種類を塊炭、中塊炭、粉炭、切込炭の四種乃至五種に統制し規格の點に於てもカロリー別即ち五〇〇〇、五五〇〇、六〇〇〇、六三〇〇、六五〇〇、等の四種乃至五種に分類し更に之れを家庭用炭、ボイラー炭、コークス等使用別に區別し最寄の埠頭貨車乗渡しにて共販會社に現在の公定單價を基準に前述の如き合理化方法に依りて一手譲渡をなし之れを契約數量に應じて需要者に直接販賣をなさしめるのである。

現行制度は生産者より二次三次の仲介業者の手を轉々なす爲相當の高炭價となり、中間ストックも出來る譯である(勿論其の間には生産者から直接需要者へ渡る理想的なものもある)

プール制による共販制が確立さへすれば左記の如き諸點に於て生産者需要者の共同の利益が得られ炭價の引下げも可能となるのである。

- (一) 同一規格の石炭を各坑所より埠頭に送炭せしむることを得る爲貨車輸送の合理化船腹の泐底の緩和を計る事が出来る
- (二) 積込機の如き全能力の發揮が出来荷役を迅速に行ふ事が出来る
- (三) 貯炭場の如きは共同の貯炭場として現在の三分の一位の廣さにて充分となる
- (四) 仲介手数料金を必要としない爲實質的に炭價の是正が出来る
- (五) 滯船料、解賃等を軽減し又は必要としない

以上は表面のみに現れる利益の一部分を示すものであつて共販制による合理化配給は現在の如き多數の従業員荷役勞働

者を必要とせず大きな過剰勢力が出來人的資源の空費を避ける事が出來る譯で其の他需給兩者の利益は枚擧に遑まなしてある。

プール制による共販制度實施に當つては從來より一小部分の仲介業者と生産業者との間に資金の貸付け賣掛代金未納等の煩瑣因果關係があり之等が生産障害を來す虞れなきやと懸念されるも仲介人にして資本の少いものは共販會社に於て雇用するか或は小賣人として販賣區域を地方的に定めて販賣に當らしめ之に一定の配給手數料を支給するとする等其の他種々夫々當事者の交渉によつて事業に加入せしむる方策もある。

又共販會社の組織に就ては現在の昭和石炭と互助會石炭の二社の機構をその儘使用する事とし漸次改革して行く事にすれば販賣網も逐次確立することと思ふ。これは昭和石炭側と互助會側との協調によつて可能と思はれる。

## 七 結 論

以上の如く石炭は戦時体制下は勿論平時に於ても全産業の根幹をなすを以て出來得る限り生産資材の供給に萬全を期し生産確保に全能力を注ぐと共に戦時体制に沿ふ可くプール制による共販會社を設立し之により得たる過剰勢力と資材を石炭増産の爲めに注ぐことを得ば一石二鳥の名案にして石炭不足の聲は其の跡を絶ち軍需工場は元より一般産業界の隆興に寄與する事は甚大であらふ。

今や東亞新秩序建設の秋にあたり聖戰目的達成の爲めプール制に依る共販制度を提唱する次第である。

# 産業報國聯盟の新方針に就て

産業報國聯盟  
常務理事 町田辰次郎

一  
昨年七月、朝野の輿望に應へ産業報國聯盟が創立せられて以來茲に一歳、其間官民協力の下に専ら産業報國精神の宣揚と産業報國會の設置勸奨に主力を注いで來たのであるが、既に四千を超越する産業報國會の結成を見、之に所屬する會員數の如き百數十萬を突破するの盛況を見るに至つた。之れ一面、地方廳當局者の積極的勸奨が與つて力あるとは申せ、他面我國産業従事者が如何に深く時局の重大性を認識し且つ産業報國の赤誠に燃えて居るかを示す證左であると信ずる。

而も、時局は益々重大性を加ふるの情勢に鑑み、産業報國運動も現下の時局に即應する産業人の覺悟を一層新にし、之れと共に産業報國會の實體内容を整備し一段と本運動の強化充實を圖り、産業報國精神の徹底を期せねばならぬ時期に迫られて來たのである。

## 二

茲に於て、本聯盟は去る三月二十四日第十四回理事會を開催し、會長以下役員を整備し、機構を擴大充實すると共に政府に對しても一層積極的態度を要望し、眞に緊密なる官民一致の態勢を以て本運動の進展に向つて邁進する事に決したのである。



政府に於ても、去る四月二十八日厚生内務兩次官の名を以て産業報國聯合會設置に關する件依命通牒を發し、愈々産業報國運動に積極的になり出し、之れを將來我國勞働行政の中核となす事に決定した。云ふ迄もなく、産業報國運動は我國體の本義に基いた産業指導精神の宣揚運動であり、我國の産業道確立の實踐運動であつて、其の根本は精神運動であるが而も他の精神運動と異なる點は其の内容を爲すものが勞働行政に極めて密接なる關連を有する點である。之等の點が單なる精神運動と趣を異にし特に政府の強力なる指導を要求せらるゝ所以である。而も政府の指導たるや常に民間の實情に即し聊かも獨善的態度を許されぬのである。

今日の時弊は稍もすれば官民の間に圓滑を缺き相剋摩擦の絶えざる事である。時局の重大性と生産力擴充の喫緊の今日本運動の展開に當つては苟も官民の間に阻隔ある事は絶對に許されぬのである官は常に民間の實狀に聽き、民は官の方針に協力する即ち眞に官民一致の體刷を整へて本運動の力強き展開に寄與する事が聖戰遂行の上に於ても東亞の新秩序建設の上にも絶對的に必要である。聯盟當事者としては此の點に深く思ひを致し政府當局者とも眞劍な熟議折衝を重ねた結果遂に政府の積極的出馬を見るに至つた次第である。

従つて從來稍もすれば本運動の進展に當つて其の指導の中心が政府にあるか、聯盟にあるのかと云ふ疑念を興へ、指導が二途に出るが如き觀を呈して居たが、今回の聯盟の新方針決定に依り、其等の點が明確となつたのである。政府は本運動展開上の諸般の方針決定に當つても絶えず民意を暢達し、又民間側に向つても政府の方針を傳へ正しき理解を興へて苟も官民の間に意志の疏通を缺き對立をかもすが如き不祥事の起る事なき様努めねばならぬと信ずる。それには先づ指導の第一線に當る官廳側當事者が眞に本運動の精神使命を理解し常に民間との接觸を密にして本運動の徹底に努力すると共に個々の産業報國會の運用に當つてもよき相談相手となつて民間の足らざるを援け、官民一體の實を擧げる事に意を用ひねばならぬ。

政府に於ては、之等の點に特に留意し今回率先して關係事務當局者の講習會を開き數日間宿泊を共にし、本運動の根本精神並に報國會運用の指導等に當り萬遺憾なきを期して居る事は是に時宜を得たる所である。

### 三

産業報國聯盟は今回の改組により組織に關する事項は政府地方廳之を指導し、指導の内容をなす諸問題に就ては聯盟之が研究並指導に當る建前をとる事に成つたのである。

従つて聯盟の事業の根幹をなすものは、産業報國勞資一體精神を日本國體の原理と現下時局の本質に鑑み之が思想的體系の確立を圖ると同時に、その指導精神を身を以つて實踐する垂範的指導者の養成にあるのであつて、産業報國運動を更に一段と強化し、之が展開を圖る爲の根本動力となり樞軸となる方法は之を措いてないと信するのである。

### 四

長年月に亘り自由主義教育を受け來つた我々が本然の日本精神に還り産業報國の眞精神を體得し之を如實に實踐躬行することは實に容易なことではない。而して容易な事でないだけそれだけ、官民相助けて如何なる障害があつても斷じて遂行せねばならぬ。

今や我々は、眞に有史以來の國難に直面して居る。皇國の興廢の分岐點に逢着して居る。此の難局打開は只だ滅私奉公堅忍持久如何なる困難障害をも突破する底の大勇猛心があつてこそ始めて爲し遂げられるのである。産業報國運動は我が國產業界に不動の指導精神を樹立する運動であると共に、其の指導精神に基き天業翼賛の大使命に向つて事業主従業員即ち全産業人が打つて一丸となつて一路邁進せんとする運動であり、時艱克服に必須缺くべからざる運動である。其處に聊かの躊躇逡巡を許さぬ。

苟も日本臣民たる以上過去の一切の行懸りや、とらはれを一擲して産業報國の完遂に向つて發心せねばならぬのである

# 筑豊炭田と熱量灰分の關係

(三)

互助會分析所主任

町田隆介

## 第五章 石炭の肉眼的顯微

### 鏡的特徵

炭塊の肉眼的特徴は常に炭層に直角なる新しい且乾いた面に付いて見るべきである。即光澤ある輝炭と光澤のない暗炭の層状は眼に直角に見れば色と光澤とが錯綜して眼に映する爲め見分け難くなる、即ち層状炭の炭層直角面を眼の方向に稍々平行にして見れば光澤の差異が良く見られる。

**塊状炭**—主に植塵が石炭となつたもので、全敗殘留物及灰分の混入が少ければ半輝炭、多ければ暗炭である。又樹木組織を有する褐炭に腐植酸が附着すれば往々塊状炭に見へる、更に暗輝交層の層状炭も天然乾留即ち炭化作用が進めば均等質炭即ち塊状輝炭

となる。

**石炭と岩石**—炭層中には一乃至二種位の石炭と岩石(砂岩砂質頁岩)とが交層を爲す事あり斯くの如く石炭と岩石とが分離して交層となるに次の二つの場合がある即ち

- ① 草木、枝葉及樹木が十分に崩壊、軟化し膠質泥炭となつた後に土砂が流れ来れば、土砂は植物組織中に這入り込む事はせず、別々に分離して岩石及石炭の層となる場合と
- ② 泥水中にて更に腐敗しない新鮮植物は泥と化合せず天然選別されて岩石と石炭と別々の層となる。

然し以上二つの場合と反對に成因植物が半敗であり灰分と化合し易い間に土砂が流れ来る場合、又泥水中で新鮮な植物が天然選別するを得ない場合には石炭と岩石とは化合又は混合して灰分の多い石炭即ち「ボタ」となる

**炭と石炭**—天然木炭亦是粒状炭と石炭との交層の關係に付き述べんに本炭田には天然木炭の存在少ない爲めに大して興味のないと思考するも順序上詳述せんとす寛恕を希ふ。

炭層に平行の石炭面に往々にして恰も木炭の消した炭の如き黒色で樹木組織が認められ手指で撫れば柔かい粉末が附相する即ち天然木炭の存在を示すものなり。

然らば如何にして此の無用の邪魔物たる天然木炭が生成せしやを検討せんに天然木炭は比較的乾燥した場所で半敗した樹木心材の石炭化したものである。而して比較的乾燥した場所には微生物の特別の種類が発生するのであらう、即或る種類の微

生物に浸蝕された樹木の石炭化したものである決して雷電等の山火事の爲めに樹木が燃え亦は地上に堆積中に自然發火に依つて燃えた樹木が天然木炭となりたるものに非ず。

然して普通石炭は此の天然木炭の面より剝離し易く天然木炭は粗雜質で粉末となり易い、従て自然發火の災害の原因となる事がある。然らば何故に普通石炭と天然木炭とが存在するか即ち次の事由によらん濕地堆積の表面若しくは立木の間に或る種の微生物に侵蝕され半敗せる樹木部分は炭層中天然木炭となる水中に堆積せる樹木及植塵の部分は炭層中普通石炭の部分となる。

**光澤を異にするもの**—即ち成因植物の部分が異なる事、堆積せる場所及事情(腐植酸の濃薄)が異なる事に依て、輝炭部分及暗炭部分を生ずる事になる尙光澤の項で詳述せん。

**色及光澤の同じもの**—多くは炭層面に略直角の方向に3—10cm「距離に現はれる目に依つて層状に見へる極く稀に局

部分的に炭状面に平行の目に依て層状となるものあり、然らば目とはなにか即ち目は瓦斯の脱離せる面である。瓦斯は低壓方面即ち壓搾される方面の直角面に脱離す而して上下より強く壓搾され又同時に右左より弱く壓搾される場合には瓦斯は壓力の強い上下面に平行に脱出するを得ない故左右の弱い壓力に直角即ち炭層に直角面に脱離する故に目は比較的弱く壓搾される方向に直角に生ず、即ち泥炭、又石炭は上磐岩石に依つて壓搾されると同時に天然乾餾を受け、泥炭容積は收縮し泥炭層又は石炭層の或局部に空隙を生ず、而して泥炭又は石炭は上下右左より壓搾されるが上下の壓搾よりも強い爲め瓦斯は炭層の平行面に到底脱出するを得ず止むを得ず左右の壓搾に直角面を通つて空隙に脱出する、即ち比較的弱い壓力方向に直角に瓦斯の脱出せる面即ち目が生ずる事となる、即ち石炭に目のある部分は目のない部分よりも急速炭化を爲し炭質は良化する。

樹炭—肉眼的に樹木組織殊に年輪が認められる、石炭化

作用の進まない褐炭で樹炭層の間に介在する黒色土は殆んど全部腐植酸である。

粒状組織—肉眼的に粉粒炭の集合の如く見へる組織を云ふ

斯る組織のものに脆弱なものも靱強なものもあり例へば北海道樺井江炭は脆弱性粒状炭で何れも炭層全體が同組織である、夕張、茂尻、田川四尺の一部分には靱強性粒状炭あり平滑面を有する普通炭と交層を爲す即ち靱強性粒状炭は顯微鏡的に樹木組織を有し瓦斯の脱出せる數多の空孔を有す、斯る組織の粘結炭は一般に著しく膨脹す此等組織の多くは地質變動に基く天然乾餾即ち急速炭化作用に依つて生じたるものならん。

眼紋—炭層直角の石炭面に往々直經<sup>2</sup>~<sup>8</sup> 位の丸い同中心

の紋が數多く存在する事がある、此の眼紋は主に炭層の目と平行して存在す而して目は炭層に略々直角の方向に在る故に眼紋も亦主に炭層に略々直角にある。釧路炭の如く目が炭層に平行にも直角

にもある場合には眼紋も亦炭層の並行及直角の兩面に表はれる一般に褐炭殊に塊狀褐炭のは大きく瀝青炭のは小なり顯微鏡上此の眼紋を有する部分は主に組織を有しない均等質である普通此の眼紋面には方解石、黄鐵礦が附着する、天然乾餾に依つて石炭が軟化する間に天然乾餾より急速に發生する瓦斯に依つて吹付けられて恰も細管にて水面を吹けば同中心の波が生ずる如く此の眼紋が生ずるのである故に天然乾餾が徐々に起り従つて瓦斯が徐々に發生する場合或は石炭が比較的硬化した後天然乾餾の瓦斯が急速に發生する場合には此の眼紋は生ぜず常磐褐炭は大なる眼紋を有し瀝青輝炭の多くは少い眼紋を有す。

酸性的の水の爲めに微粒質である、腐植酸が微粒質膜を作つて滲透作用が作り此の鏡皺が生ぜしと云ふ學者もある。此の鏡皺を有する石炭も亦目を有する石炭の如く急速炭化を爲したもので往々にして粘結炭中此の鏡皺を有る部分は不粘結性の半無焰と急變せる事もあると云ふ。

光澤—光澤の強弱は比較的なるものである故に暗炭に隣接

した半輝炭は明輝若くは玻璃に見へるのである、物理上光線が一樣に反射すれば光澤を生ずる事になる光線が一樣に反射しなければ光澤を生ぜず、故に輝炭は光線が一樣に反射しない組成である。輝炭は顯微鏡的同質のものが緻密に均等組織となつて居るから光線が一樣に反射す、即ち壓搾作用に依つて益々緻密となり壓搾に伴ふ天然乾餾に依つて分解し益々均等質となるから壓搾作用が進めば進む程石炭は益々光澤を増す事になる故に暗炭も炭化作用が進めば半輝も明輝となり炭化作用が進むと同時に光澤の變化は層状も變化に即

鏡皺—揉亂せる炭層の炭塊面に往々直角(茂尻)又は平行

(田川四尺、夕張十尺、新歌志及彌生)に存在す、鏡皺は顯微鏡上組織を有しない均等質のもので恐らく天然乾餾に依つて軟化する部分が壓搾されて生ぜしものならん或る説では石炭の裂罅面に於て

ち層状炭は塊状となる。

璃輝—往々輝炭中に在る特に光線の強い<sup>0.5-2</sup>耗の細い筋で

ある璃輝は泡炭時代に液體であつた腐植酸が石炭となつたものである。顯微鏡で紅色の平滑均等物であり更に組織を有しない恰も二三個の細胞が一つになつた如く見へる、即ち

此の液體(腐植酸)は纖維素又木質より同質のものだけが溶解したのであり且此の液體は最も早く炭化する性質のものであるから最も早く均等質となる、斯く石炭の他の部分に比して最も均等質であるから最も強い光線を有す。

明輝、明輝炭化木、明輝植塵—

普通輝炭と稱するが璃輝と區別する爲め特に明輝と呼ぶ濕地及水中堆積の組織を有する樹木が泥水(灰分)其他全敗の殘留物を含有せずして石炭となつたもの即ち明輝炭化木、植塵炭の炭化作用の進んだもの即ち明輝植塵炭とある、明輝炭化木は顯微鏡で樹木組織が認められ明輝植塵炭は樹木組織

は認められない豆腐殻の如き微粒の集合である何れも全體赤黄色である(夕曛炭)は明輝炭化木の適例なり。

半輝、半輝炭化木、半輝植塵炭—

濕地及水中堆積の組織を有する樹木に灰分又は全敗殘留物が混入して石炭となつたもので、即ち半輝炭化木と植塵灰分又は全敗殘留物が混入せずして石炭となるもの即ち半輝植塵炭とあり、半輝炭化木は顯微鏡で樹木組織が認められ且つ混入せる樹脂、角皮及花粉等が認視し得られる、半輝植塵炭は濕地堆積の半敗に依つて組織が崩壊し分離した細胞及細胞破片の集合、即ち植塵が石炭となつたものなり故に顯微鏡にて黄赤色で豆腐殻の如き微粒が集合した如く見へる半輝植塵炭は草木樹木纖維弱組織部分等種々の物質の崩壞の集合であり大きさも集合方向も異なるから餘り強い光澤は有しない然し壓搾及乾留作業が進み均等質となれば明輝炭となる。

暗炭、暗炭化木、暗植塵炭—

暗炭化木は半輝炭化に多量の灰分又は全敗殘留物が混入し石炭となつたもので顯微鏡上混入灰分は見へず他の炭化木の如く樹木組織が認められる。暗植塵炭は半輝植塵炭に多量の灰分又は全敗殘留物が混入して石炭となつたものなり、適例は平山新入、撫順、美唄等の暗炭部分なり、總じて我國の石炭は歐米支那の石炭に比し一般に暗炭及天然木炭の少ないのは成因植物が堆積した當時には地磐が速かに降下し従つて堆積植物は直に水中に沈んだ爲ならん又生成年代の割に炭質の進化したのは成因植物が地中に埋没した後に於ても地質變動甚だしく急速に炭化作用の行なはれた爲ならん。

黒色—此の色は天然乾留より生ずる或炭化水素の色か亦是遊離せる不定形炭素又は炭素に富む物質が他の微粒質である腐植物と混合すれば黒色となるであらん。而して炭水化合物が熱に依つて脱水すれば遊離炭素又は炭素に富む物質が生成する爲め黒色を呈する理ならん。

斷口—(破砕面)物理上一度軟き半流動體になつて物質が結晶せずして硬化すると貝殻狀斷口を呈す、然し不純物が多くなれば貝殻狀斷口は減退す故に貝殻狀斷口を有する石炭は泥炭時代に液體であつた腐植酸亦是膠質になつた泥炭(植塵、樹木)が石炭となつたものならん。然し灰分少くして貝殻狀斷口を有しない石炭は泥炭時代又は天然乾留の間に軟

色 !!

黄色—此の種の色は植物質の悉く全敗し殘留生物岩の色なり。

褐色—褐黄は腐植酸の色なり但し褐色の腐植酸も濡れて

化せずして石炭となりしものならん。

### 一般分類法

本編輯者は一應褐炭、樹炭、普通石炭と三別し次に褐炭と瀝青炭と大別し次で分類の一助に資せん。

**褐炭**—褐色で且つ軟柔質の土壤状にして岩石の如き硬因質にあらず故に岩石状の石炭と區別して褐炭と稱せん、此の褐炭は地質第三紀時代の松柏科植物が濕地に堆積した爲と微生物(微菌及菌)に侵蝕され樹木組織は崩壊され植塵となり地質變動に伴つて濕地は降下し植塵の堆積は次第に厚くなり其の後に土砂が此の植塵堆積上に流れ來り地中に埋没し上磐岩石の壓搾が不足である爲め硬く岩石状にならずして軟い土壤状となる壓搾作用に基く炭化作用が進まない爲め色も褐色である故に土壤狀褐炭の稱ある理ならん。

**樹炭**—樹木組織を有する埋木を樹炭を云ふ之は主に土壤狀褐炭層の間亦は褐炭層の上磐際に多く存す。

普通石炭—岩石の如く硬因質である炭事の事なり。

近來「アルカリ」溶液にて褐色液を生じ硝酸にて赤色液を生ずる性質の石炭は樹炭でも黒色炭でも土壤狀炭でも岩石状でも一般に褐炭と稱するに至れり即ち褐炭の範圍が擴張された故に編者は褐炭と瀝青炭との區別は左の如く試みん。

**瀝青炭**—瀝青の如く黒一煙を發して燃へる炭を瀝青炭とす此の分類に依れば樺太、内幌、茨城無煙、朝鮮褐炭を除く我國内地の褐炭は何れも黒煙を發して燃えるから瀝青炭と云ふべきである。

燃焼の際に多少なりとも固まるも「アルカリ」に依て褐色液の多いものは褐炭とし又燃焼の際に稍々粘結し「アルカリ」褐色液の少ないものは瀝青炭とす、亦「アルカリ」褐色液に至つて少なきも燃焼の際に更に固まらないものは褐炭とす。故に現場にて石炭を焚いて焰の長短及粘結具合を調べ石炭粉末に「アルカリ」試薬を注加して褐色液の有無及濃淡を調べるも一興ありと思ふ。

**炭種** 粘結性 アルカリに依つて(褐色液) 焰の長短

褐炭 ナシ 生 ズ 長シ

瀝青炭 アリ 生 ズズ 長シ

無焰炭 ナシ 生 ズズ 短シ

**無焰炭**—(無煙褐炭と區別する爲め特に無焰と記す)黒き煙を發せずして燃える古き生成の炭を無煙炭又は無焰炭と稱す。

以上石炭生成並に肉眼的特徴に付き拙文を以てせしも大體各位は石炭自体の本體を窺い得たと考ふる結局灰分(不燃燒體)可燃燒體の關係を解かん爲なり次に灰分のクリンカ—(熔融点)に及ばず影響に付きて詳述せんも次回に譲らん

(未完)

### (隨筆) 平凡且平常

福岡礦山監督局總務部長 榎本 謹 吾

一時ロシアにスタハノフ運動といふのが流行つた。事の起りはスタハノフといふ一採炭夫が一日に二百何十圓かの石炭を掘つたので、これを第二次五年計畫遂行の道具に使はうといふ魂膽からだつた。併し、その結果は支柱は採炭に追いつかず、鑿岩機は破損しても修繕が間に合はぬといふ工合で、結局失敗に終つた斯んなことから考へると、礦山に望ましいことは、一人のスタハノフよりも極平凡なをして、極く眞面目な礦夫十人といふことになるのではなからうか? 又近頃やれ何々運動だ、やれ何々會だど色々の催物が行はれ、しかも世間では何か特別なことでもしなければ、御國の爲めにならぬかの如く考へてゐる向きも相當ある様だが、これはもつての外だ、軍人全部が將校になつたら兵卒になるものなくなり、礦夫全部が所長になつたら礦石が出なくなるだらう。國につくすの要は何も國民全部が第一線に立つたり、特別な運動をやることにあるのではない。眞理は案外近く各自の脚下にあるのだ。即ち平常の氣持で平生の仕事に忠實にやればそれでいゝのではなからうか。利休の歌に曰く

茶の湯とはたゞ湯を沸し茶を立て、  
のむばかりなるものと知るべし

# 試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過 (八)

福岡鑛山監督局 星 惣 吉

## 轉 願 命 令

圖面調査即ち出願圖面の適否並に鑛區及先願地との重複關係調査の際起り得る問題に轉願命令と謂ふものがある。鑛業法第二十四條の規定が即ち天れで、曰く「主務大臣に於て試掘出願地採掘に適するものと認めたるときは採掘の出願を命すべし。」

前項の場合に於て命令書到達の日より六十日以内に採掘の出願を爲さざるときは試掘の出願は之を許可せず、前二項の規定は主務大臣に於て採掘出願地仍試掘を要するものと

認めたる場合に之を準用す」此の規定はどんな出願に對し適用又は準用するものであるかと謂ふに、

第一、試掘轉願命令其の未だ充分探鑛を爲し居らず將來共果して有望なる鑛山に成るか否かを見極めもつけず換言すれば海のものとも山のものとも判然せざる所謂鑛業的處女地にして仍試掘を要するものと認むる場所に採掘の出願を爲したる者に對し之を試掘に願替を強制する場合及び

第二、採掘轉願命令最早充分に試掘を行ひ鑛物の存在明瞭にして且つ其の品位及鑛量等營利稼行に適し探鑛を意味

する所の試掘は既に其の目的たる採掘の出願を爲さず依然試掘權にて始終せんとして満期後の再願を爲すに當りても仍試掘にて出願を爲したる者に對し前述の場合と反對に之を採掘に願替の命令を爲し採掘權の出願を爲さしむる手續命令と共に此の命令に應せざる者に對しては其の制裁として既に提出し居る採掘又は試掘の出願は之を不許可と爲し鑛業權の設定を拒否せらるゝものであるから此の點出願の際充分注意を要するものである。然るに實際は斯くあるべき事を知りつゝ敢て違法なる出願を爲す者がある。其の事情を探究するに次に説明の如く或は法律解釋の誤りの爲又は資金吸收策に因る法律の亂用等夫々同情に値するものもあるも大局より見て轉願命令は亦已むを得ざるものである。

### (イ) 仍試掘を要する場所に採掘出願を爲す場合

一、法徒の解釋を誤り此の結果を來たすものとしては共同試掘權者が試掘權の満期後共同關係を解消し又は共同にて新に鑛山を發見し我勝ちに鑛業權を獲得せんとするに當り鑛業法第三十三條第四項に曰く「試掘出願地採掘出

願地と重複する場合に於て願書發送の日時同一なるときは其の重複する部分に付ては採掘出願人は優先權を有す」との規定を誤解し同一の場所に同時に試掘と採掘の出願が競合したるときは其の出願地が採掘に適する場所なると否とに拘らず總て採掘出願人が優先權を有するもの如く心得採掘の適否如何を問はず採掘の出願を爲すもの。

二、試掘權は現行鑛業法上抵當權其の他擔保の目的たるを認められざる所より資金不足の中小業者は其の資金の融通賣山價値の引上の方便として採掘の適否未定の場所に採掘の出願を爲すもの。

三、試掘權は二ヶ年毎に再願を要し又採掘したる鑛物の處分に關しても一々鑛山監督局長の許可試掘權の亂用ともなり鑛業法第二十四條の規定が必要となる所以である此の種の出願に仙臺及札幌鑛山監督局管内に多かりしも近時各種の獎勵金交付規定其の他採掘權保護の道が開拓せらるゝ爲自然試掘權の亂用も自肅せらるゝの傾向にある以上鑛山に關する限り地下に埋藏せらるゝ寶物のことは之

が採掘したる後にあらざれば價值判断は至難なる所にして  
専門家といへども容易に判断を爲し得べきものにあらざれば  
採掘の適否の如きも現實にはなか／＼至難の問題にて現  
在迄に完達せられたる鑛業技術に於ける推定による判断に

て時に誤りを生ずることあるを要する等繁雜なる手續きを  
嫌ひ一やく採掘權にて許可を受けんとするもの、如く此の  
種の出願の多きは福岡鑛山監督局管内を以て第一位とす  
(未完)

## 鑛山監督局擴充

### 鑛物資源の徹底的増産

商工省では戰時體制下における生産力擴充計畫の完璧を期  
せんがため、鑛山業部門に就いては從來諸般の對策を講じ  
地方出先官廳たる鑛山監督局を督勵して、鑛物の徹底的増  
産を圖つて來たが、鑛山監督局の現機構を以つてしては、  
到底圓滑に鑛山行政を遂行し得ない實情に鑑み今般鑛山監  
督局官制を改正し、職員を増置するとともに、他方鑛山監  
督局分課規定を根本的に改正し、二部六課乃至七課を置き  
これが機構を整備擴充し、以つて生産力擴充の要請に應へ

ることとなつた、右改正官制及び人事は七月三十一日公布  
即日實施されたが、これに依つて新たに職員は局長(勅任)  
二名、書記官五名、理事官二名、技師六名、屬及び技手卅  
名で、都合四十五名の増員となる  
なほ鑛山監督局長に對しては現下の時局に鑑み、鑛山監  
督局の職責の重大なるに深く思を致し、上下力を合せて  
その使命遂行に邁進すべき旨、八田商相より訓令を發し  
た

因に鑛山監督局官制中改正勅令案並に鑛山監督局分課規定  
及びこれに伴ふ人事異動は次の如くである

#### 鑛山監督局官制中改正勅令案

鑛山監督局官制中左の通改正す

第二條 鑛山監督局を通じて左の職員を置く

局長五人(内四人勅任、一人奏任)書記官專任十五人(奏  
任)理事官專任二人(奏任)技師專任四十二人(奏任)屬技  
手專任二百廿六人(判任)

第四條中 書記官を書記官及び理事官に改む

第六條第一項中書記官を書記官又は理事官に改む  
附則 本令は公布の日より之を施行す

#### 鑛山監督局分課規程

第一條 鑛山監督局に總務部及び監理部を置く

第二條 總務部に總務課、出願登錄課及び勞務課を置く

第三條 總務課に於ては左の事務を掌る

(一)人事、文書(登錄に關するものを除く)及び會計に關  
する事項(二)局長の官印及び局印の保管に關する事項

(三)國有財産及び管轄に關する事項(四)廳中取締に關す  
る事項(五)鑛業統計に關する事項(六)鑛手税に關する事  
項(七)他部課の主宰に屬せざる事項

第四條 出願登錄課に於ては左の事務を掌る

(一)鑛業及び砂鑛業の出願に關する事項(二)鑛業權及び  
砂鑛權に關する登録に關する事項(三)鑛業權及び砂鑛權  
の取消に關する事項(四)鑛業權及び砂鑛權の表示變更に  
關する事項(五)土地使用に關する事項(六)訴願、訴訟及  
び裁決に關する事項

第五條 勞務課に於ては鑛業及び砂鑛業に従事する勞役者  
に關する事務を掌る

第六條 監理部に施設課、鑛業警察課及び測圖課を置く、

但し東京鑛山監督局及び大阪鑛山監督局に尙分析課を置  
く

第七條 施設課に於ては左の事務を掌る

(一)鑛業及び砂鑛業の指導及び助長に關する事項(二)鑛  
業及び砂鑛業に關する受託調査に關する事項(三)鑛害賠  
償に關する事項(四)鑛物及び鑛産物の分析、檢定及び鑑

定に關する事項東京鑛山監督局及び大阪鑛山監督局に於ては前項第四號の事項は分析課に於て之を掌る

第八條 鑛業警察課に於ては鑛業及び砂鑛業の監督並に鑛業警察に關する事務を掌る

第九條 測圖課に於ては左の事務を掌る

(一)出願地の調査に關する事項(二)測量及び製圖に關する事項

### 商工省 辭令

(廿一日)

仙台鑛山監督局長 楠 瀬 常 猪  
福岡鑛山監督局長 中 村 幸 八

陸叙高等官二等(各通)

東京鑛山監督局鑛政課長 海老根 駿

東京鑛山監督局總務部長を命ず

同總務部總務課長事務取扱を命ず 毛利 圭 介

東京鑛山監督局書記官 毛 利 圭 介

東京鑛山監督局總務部出願登録課長を命ず

任鑛山監督局書記官仙台鑛山監督局總務部出願登録課長を命ず  
仙台鑛山監督局監理部長を命ず 小 西 貫 一

文部省屬 黒川 弘

任鑛山監督局書記官東京鑛山監督局總務部勞務課長を命ず

東京鑛山監督局鑛業課長 竹 井 清

東京鑛山監督局監理部長を命ず

鑛山監督局技師(東京) 伊 藤 俊 夫

東京鑛山監督局監理部施設課長を命ず

鑛山監督局技師(東京) 下 河 邊 良

東京鑛山監督局監理部鑛業警察課長を命ず

鑛山監督局技師(大阪) 村 瀬 竹 次 郎

東京鑛山監督局監理部分析課長を命ず

仙台鑛山監督局鑛政課長齋藤大助仙台鑛山監督局總務部長を命ず同總務部總務課長事務取扱兼勞務課長事務取扱を命ず

任鑛山監督局書記官仙台鑛山監督局總務部出願登録課長を命ず 中 島 重 喜

鑛山監督局技師(仙台) 横 堀 義 二

仙台鑛山監督局監理部施設課長兼同鑛業警察課長を命ず

鑛山監督局技師(仙台) 前 山 安 彦

仙台鑛山監督局監理部測圖課長を命ず

大阪鑛山監督局鑛政課長 桑 原 俊 夫

大阪鑛山監督局總務部長を命ず

同總務部總務課長事務取扱を命ず 梶 原 茂

大阪鑛山監督局總務部出願登録課長を命ず

鑛山監督局書記官(大阪) 梶 原 茂

大阪鑛山監督局總務部勞務課長を命ず

大阪鑛山監督局鑛業課長 平 塚 卓 之 助

大阪鑛山監督局監理部長を命ず

同監理局鑛業警察課長事務取扱を命ず 澤 井 隆 義

大阪鑛山監督局技師(大阪) 澤 井 隆 義

大阪鑛山監督局監理部施設課長兼分析課長を命ず

鑛山監督局技師(大阪) 中 村 義 成

黒川 弘

竹 井 清

伊 藤 俊 夫

下 河 邊 良

村 瀬 竹 次 郎

中 島 重 喜

小 西 貫 一

野 田 万 毅

佐 分 利 輝 一

荒 島 義 賢

種 村 堅

武 内 征 平

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅

種 村 堅



同總務部總務課長事務取扱兼同勞務課長事務取扱を命ず  
 同監理部施設課長事務取扱を命ず  
 礦山監督局書記官(札幌) 水田悦夫  
 礦山監督局技師(札幌) 永岡高志  
 札幌礦山監督局總務部出願登錄課長を命ず  
 札幌礦山監督局監理部礦業警察課長を命ず  
 札幌礦山監督局技師(札幌) 高關俊哉  
 札幌礦山監督局礦業課長 岩崎 潔  
 札幌礦山監督局監理部測圖課長を命ず

# 礦山初給賃金

## 福礦局管内委員會で答申

賃金統制令に基く福岡礦山監督局管内第一回礦山賃金委員會は、三日午前十時から福岡市昭和ビルで開會、中村局長議長となり厚生省原案による同局長諮問案を附議した結果別項の答申を得た、本答申は即日厚生省に手続きをとり、同省では之と共に全國各礦山監督局答申を集めた上、來る五日の官報で礦山監督局長告示として公布八日目の同月十二日から効力を發生せしめることとなる、而して今回答申

された賃金は、礦業法の適用下にある石炭山、金屬山、非金屬山に於ける坑内外の未経験男子勞働者の初給標準賃金並に同最高最低賃金を規正するものであるが此の初給賃金は雇入後三ヶ月間有効で三ヶ月経過後は原則として各礦山の事情に従ひ独自の賃金を支給し得るものとするも、賃金規正の眼目が生産コストの低下にある以上、不當の吊上げに對しては脱法的行爲として認めぬ方針のやうである、な

は同監督局ではこれに基き各礦山に賃金規則を制定せしめると共に、賃金規正の本旨を十二分に活かす意味から引續

き既經驗勞働者賃金抑制に就ても可及的速に善處する意嚮である、委員會答申賃金左の如し

### 一、初給賃金の標準額(單位錢)

石炭山 (金屬山、金屬山、 非金屬山(石油 山を除く))	石炭山、 金屬山、 非金屬山(石油 山を除く)	石 油 山	坑内夫		坑外夫	
			請負給	定額給	請負給	定額給
滿十二歳以上 三歳未滿	滿十二歳以上 三歳未滿	滿十二歳以上 三歳未滿	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滿十三歳以上 四歳未滿	滿十三歳以上 四歳未滿	滿十三歳以上 四歳未滿	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滿十四歳以上 五歳未滿	滿十四歳以上 五歳未滿	滿十四歳以上 五歳未滿	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滿十五歳以上 六歳未滿	滿十五歳以上 六歳未滿	滿十五歳以上 六歳未滿	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滿十六歳以上 七歳未滿	滿十六歳以上 七歳未滿	滿十六歳以上 七歳未滿	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滿十七歳以上 八歳未滿	滿十七歳以上 八歳未滿	滿十七歳以上 八歳未滿	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滿十八歳以上 九歳未滿	滿十八歳以上 九歳未滿	滿十八歳以上 九歳未滿	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滿十九歳以上 十歳未滿	滿十九歳以上 十歳未滿	滿十九歳以上 十歳未滿	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

二、坑内夫の一日の總就業時間(休憩時間を含む以下之に同じ)十時間以内(金屬山並に石炭山石油山以外非金屬山に在りては九時間以内)の就業に對する初給賃金に付ては標準額の二割五分に相當する額を各其の標準額に加へたる額を以て一日の最高制限の額とし、各其の標準額

より減じたる額を以て一日の最低制限の額とす  
 坑外夫の一日の總就業時間十時間以内の就業に對する初給賃金に付ては滿十二歳以上滿十三歳未滿の者に在りては標準額の二割九分二厘五毛、滿十三歳以上滿十四歳未滿の者に在りては標準額の二割九分七厘五毛、滿十四歳

以上滿十五歳未滿の者に在りては標準額の二割二厘五毛  
滿十五歳以上滿十六歳未滿の者に在りては標準額の二割  
七厘五毛、滿十六歳以上滿十七歳未滿の者に在りては標  
準額の二割二分二厘五毛、滿十七歳以上滿十八歳未滿の  
者に在りては標準額の二割一分七厘五毛、滿十八歳以上  
滿十九歳未滿の者に在りては標準額の二割二分二厘五毛  
滿十九歳未滿の者に在りては標準額の二割二分二厘五毛  
滿十九歳以上滿二十歳未滿の者に在りては標準額の二割  
二分七厘五毛に相當する額を、各其の標準額に加へたる  
額を以て一日の最高制限の額とし、各其の標準額より減  
じたる額を以て一日の最低制限の額とす

四、事業主の都合に依らずして一日の總就業時間が所定就  
業時間(休憩時間を含む)に滿たざる場合は其の日の就業  
に對する初給賃金は第二號「最低制限額」を下ることを妨  
げず  
五、請負給制の場合に於ける初給賃金の最高、最低の制限  
は月額に依るものとす  
右の場合に於ては毎月(賃金締切日の定ある場合は其の  
最終賃金締切日前一月、雇入後一月に滿ちざる場合は其  
の期間)の稼働日毎に第二號乃至前號に依り算出したる  
一日の最高、最低の制限額の合計を以て一月(雇入後一  
月に滿たざる場合は其の期間)の最高、最低の制限額と  
す但し前號該當の稼働日の最低制限の額は之を零として  
計算するものとす。

三、一日の總就業時間十時間(金屬山並に石炭山、石油山  
以外の非金屬山の坑内夫に在りては九時間)を越ゆる就  
業に對する初給賃金に付ては十時間(又は九時間)を越ゆ  
る一時間毎に前號の最高制限の額に其の十分の一(九時  
間の場合は九分の一)に相當する額(一時間未滿の就業  
に付ては此の割合を以て算出したる額)を加へたる額を  
以て一日の最高制限の額とす

## 福岡地方鑛業報國聯合會

八月五日創立

福岡鑛山監督局管下の各炭鑛及び金屬山に結成されたる各鑛業報國會の指導聯絡を圖り其の共同目的の達成を期する福岡  
地方鑛業報國聯合會は去る八月六日福岡市商工會議所樓上に於て創立總會を開催した。參會者約參百名、先づ福岡鑛山監  
督局佐久勞務課長開會を宣し、中村局長挨拶、經過報告より會議に入り綱領案、規約案、事業計畫案、豫算案を可決し、  
最後に聖壽、聯合會の萬歳を三唱し盛況裡に會を終了した。左に綱領及厚生大臣、商工大臣、福岡縣知事、福岡鑛山監督  
局長の祝辭及び式辭を記す。

### 綱 領

- 一、我等鑛業人は光輝ある我國体の本義に則り滅私奉公難局の打開に當り皇運扶翼の大使命を完ふせむ  
事を期す
- 一、我等鑛業人は鑛業の國防産業としての重大責務を認識し協心戮力之が進歩發達を圖り以て鑛業報國  
の實を擧げむ事を期す
- 一、我等鑛業人は勞資對立觀念を一掃し、勞資一体鑛山一家の理想を具現し以て産業道に於ける新秩序  
建設を期す

## 厚生大臣祝辭

福岡地方鑛業報國聯合會、本日を以て發會式を舉行せらるゝに當り、所懐の一端を述べ余の欣快とする所なり。惟ふに皇國産業本來の使命は、國力の充實に貢献し、皇諒を翼賛し奉るに在り、是を以て全産業人は能く産業の國家的使命に思を致し、渾然たる一体の内に其の本分を盡し以て忠誠を君國に奉ずるの覺悟なかるべからず。各位は如上の本旨に鑑み、曩に各其の事業場に鑛業報國會を設置して能く根本精神の昂揚振作に努め、今回更に又本聯合會を組織し官民協力して産業報國運動の飛躍的發展を企圖せらるゝに至れり。邦家の爲意に慶賀に堪へざる所なり。

今や國家の總力を擧げて聖業の完成に邁進するに當り、各位の責務愈重大を加ふ庶幾はくは深く現下の時局に鑑み、大同團結の大旗の下に協心戮力して本聯合會の健全なる發展を圖り、以て産業報國の實を擧げられんことを一言以て祝辭とす。

## 商工大臣祝辭

本日茲に、福岡地方鑛業報國聯合會發會式を舉行せらるゝに當りまして一言祝辭を申し述ぶる機會を得ましたことは私の深く欣幸とする所であります。鑛業は申す迄もなく凡ゆる産業に對して基礎的役割を演ずるものでありまして、國防上並に産業上極めて重要な意味を有するのであります。鑛業は戦争並に各種産業に必要な資材及原料を供給し、斯業の盛衰は直ちに以て國運の消長に至大の關係を有するのであります。今や我が國は東亞新秩序建設のため國の全力を擧げて聖戰目的遂行に邁進中でありまして鑛業の使命は愈々重大を加へるに至つたのであります。

此の秋に當り福岡鑛山監督局管内鑛業報國會を以て福岡地方鑛業報國聯合會を結成し、事業主に於ては従業員の福祉増進に努め鑛山勞務者に對して所謂鑛業報國精神の普及徹底を圖り、以て軍需の充足と生産量の劃期的擴充を圖ることとなりましてことは邦家の爲誠に御同慶に堪へぬ所でありませぬ。

ります。

冀くば全會一致協力し、以て本會設置の趣旨を充分に達成せられんことを切に祈つて已まない次第であります。

## 福岡縣知事祝辭

本日茲に福岡地方鑛業報國聯合會の發會式を舉行せらるゝに當り、祝辭を述ぶるの機會を得ましたことは私の最も欣幸とする所であります。

顧ますれば、明治維新以來急激に發展しました我國の文化は、物資文明と共に無批判的に受け入れられました自由主義個人主義等の誤れる思想に災ひせられ、神國日本道義を失ひ、勞資或は事業主間に全く功利的な醜い鬭争や不正なる競争がないではなかつたのであります。

然るに、滿洲事變以降、内外の情勢は洵に多端を極め殊に支那事變に依り、我國は未曾有の非常時局に際會して、如斯状態にては到底此の時局に對處して、眞の國家の發展は期し難きことを自覺するに至り、茲に各方面に於て日本精神作興が喫緊の要務として熾に唱へらるゝに至つたのであ

ります。

産業報國運動は、實に此の日本精神運動の一環として皇國の産業人をして、眞に日本人たるにふさはしい確固たる信念を把握し之を實踐せしむると共に勞資間に皇國の國体に即したる産業道を確立せんとするものであります。

鑛山方面に於ても本運動の一部分として陸續として鑛業報國會の結成を見つゝありますことは誠に慶賀に堪へない處であります。本運動の効果は一に其の衝に當る人々の熱と運営の如何に係るのであります。指導の任に當るものとして今後努力すべき点の極めて多いことを痛感致すのであります。

此の秋に當り福岡鑛山監督局管下鑛業報國會を打つて一丸とせる鑛業報國聯合會を組織せられ、其の指導連絡並に諸種の共同事業の企劃せらるゝこととなりましてことは、誠に意義深きものがあり、近き將來各縣に組織せらるべき産業報國聯合會と共に、本運動指導の中核として其の充分なる活動を切に期待致すものであります。

會員各位が各鑛業報國會従つて又本聯合會の責務の如何に

重大なるかを深く認識せられ、協心戮力目的遂行に邁進せられんことを希望致しまして祝辭と致す次第であります。

### 福岡鑛山監督局長式辭

本日茲に福岡地方鑛業報國聯合會の結成せらるゝに方り、一言式辭を述ぶるの機會を得た事は余の最も欣榮とする所なり。

惟ふに支那事變勃發を楔機として我國の思想界は一大轉換を爲すの必要に迫られ、我國独自の思想体形を樹立せんとする勢澎湃として起り鑛業界に於ては鑛業報國運動に其の發現を見るに至れり。

惟ふに鑛業は一事業主の鑛業に在らずして國家の鑛業なり又従業員も一事業主の従事員に在らずして國家の産業戰士なり。而も事業主及従業員は各々其の職分に依り結ばれたる有機的の一体にして、其の間、階級の對立利害の衝突等の如き存在すべきものにあらず。従つて鑛業に従事する者は事業主も従業員も相共に鑛業の國家的使命を体し、各々其の職分を盡し、鑛業を通じて國家に奉じ、以て皇運を扶翼

するの覺悟を有せざるべからず。即ち事業の經營に當る者は事業は單に自己の利害の爲にのみ存するに在らず、國家の發展の爲に存するものなることを深く認識して鑛業報國の精神を以て經營の任に當ると共に、従業員に對しては物心兩面に亘り其の福祉の増進に努むる所なる可からず。之勤勞を以て鑛業に従事する者は、勤勞は單に自己の生活の爲にのみ爲さるゝに在らず、國家の興隆に寄與するが爲に爲さるゝものなることを深く認識して鑛業報國の精神を以て勤勞に努むると共に、其の職分を盡して事業の發展産業平和の確立に協力する所なからべからず。斯る精神に基き我が管内鑛山に於ては儼々として鑛業報國會の結成を見鑛業報國の大道に邁進せんとし、茲に是等鑛業報國會を打つて一九とする福岡地方報國聯合會の結成を見る。邦家の爲、洵に慶賀に堪へざる所なり。今や、事變は東亞に新たなる黎明を迎へんとし、國家内外の情勢益々重大を加へんとす。冀くば諸子宜しく鑛業の國家的使命に鑑み渾然一体益々鑛業報國精神を昂揚し、鑛山一家の實を擧げ斯業の進歩發展に貢献せられんことを一言以て式辭となす。

### 若松荷役改善會規定決定

聖戰遂行上重要な部門を擔當する石炭の輸送を圓滑ならしむる爲互助會、合同石炭、荷役西部組合(甲、乙共)の三者間に於て結成された若松西部荷役改善會に於ては豫ねて再三會合の上、荷役規定の内容審議中の處最近意見の一致を見たので八月十五日より之を實施する事となり關係各方面に之を通知した。

#### 若松西部荷役改善會荷役規定

- 第一條 三百噸以ノ直積船ノ一回ノ積込量ヲ炭車二台以上トス違反シタル場合ハ罰金拾五圓ヲ徴收ス
- 第二條 棧橋陸切線ニ收容ノ炭車ヲ海岸直積ニ轉線ヲナスコトヲ禁止ス違反シタル場合ハ當該荷主及請負業者ヨリ罰金參圓宛ヲ徴收ス
- 第三條 直積トシテ海岸線ニ提供ヲ受ケタル炭車ノ荷卸時間ハ九十分ヲ限度トシ尙荷卸出來ザルモノハ一應盈車線迄引下ヲナス、此ノ場合荷卸延期ノ罰金トシテ引下ゲ一回毎ニ金五圓ヲ徴收ス

#### 第四條

シムル事

- 一、直積到着炭ハ陸切ニ變更禁止ノコト違反シタル場合ハ當該車一台ニ付罰金拾圓ヲ徴收ス
- 但シ左記ノ場合ハ其適用ヲ免除ス
- (イ) 裏線收容車ニシテ代車到着ニヨリ剩餘炭トナリタルモノ
- 但シ鐵道係員ノ定セルモノニ限ル
- (ロ) 鐵道輸送ノ關係ニテ(發送止メ其他)延着ノ場合
- 第五條 午後四時以後翌日午前七時迄ノ陸切炭ハ當日正午迄ニ陸下又ハ繰替ヲナスコト
- 午前七時以後午後四時迄ノ陸切炭ハ陸切後三時間以内ニ處置スル事
- 前項ノ處置ヲナサザル場合ハ罰金拾五圓ヲ徴收シ更ニ三時間ヲ經過スル毎ニ金拾五圓ヲ増徴スルモノトス但シ一箇所ニ四台以上ノ場合ハ一台ヲ増ス毎ニ金五圓ヲ加算ス

第六條 陸下船ハ鐵道省ノ制限セル百噸以下ニシテ長サ

九十尺以下タルコト違反シタル場合ハ該商店ヨリ罰金貳拾圓ヲ徴收シ該荷役ヲ停止セシム

但シ他ノ荷役ニ支障ナキ場合ハ當該係員ノ許可監督ノモトニ荷役ヲナスコトヲ得、此ノ場合ハ特別船付ケ料トシテ金拾圓ヲ前納ノ事

第七條 陸下船ノ場合先番ガ終了シタル後ニアラザレバ次

番ノ船付ヲナサザルコト違反シタル時ハ當該商店及請負業者ヨリ罰金參圓宛ヲ徴收ス

第八條 陸切炭ノ處置ヲナシタル後ニアラザレバ貯炭場ヨ

リノ陸下ヲナスベカラズ違反シタル場合ハ罰金拾圓ヲ徴收ス

但シ貯炭ト混炭陸下ノ場合ハ此限リニアラス

第九條 貯炭場ヲ有セザル商店ノ陸切炭ハ陸切後三時間以

内ニ處置スルコト違反シタル場合ハ三時間毎ニ罰金貳拾圓ヲ徴收ス

但シ四台以上ノ場合ハ一台ヲ増ス毎ニ金五圓ヲ加算ス

第十條 陸下積掛船ニシテ荷役ヲ中止ノ場合ハ他ノ荷役ニ

支障ヲ來サザル様ニ應離岸スル事違反シタル場合ハ罰金拾圓ヲ徴收ス

第十一條 西部貯炭場ニ陸上ハ之ヲ嚴禁ス違反シタル場合

ハ罰金五拾圓ヲ徴收シ荷役ヲ停止ス

第十二條 直積棧橋前船溜ノ瀕取リハ之ヲ嚴禁ス違反シタル場合ハ罰金參拾圓ヲ徴收ス

第十三條 積切船ハ即時西部船溜ヨリ他ニ退去スルコト若シ瀕開人ヨリ注意アルモ之ニ應ゼザル場合ハ荷主商店ヨリ罰金參拾圓ヲ徴收ス

第十四條 廻船標示旗ヲ有セザル船舶ハ西部船溜リニ繫船セシムルコトヲ得ズ

第十五條 本規定ニ違反スルコト三回以上ニ及ビタル時ハ

二日間以上發送止ヲ鐵道ニ申請スルコトアルベシ本規定ハ昭和十四年八月十五日ヨリ之ヲ實施ス

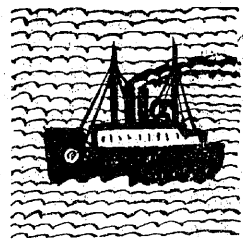
荷役改善ノ希望條項

一、店ト現場トノ連絡不充分ノ爲メ作業上支障ヲ來スコト

多シ例ヘバ夜間棧橋ニ提供セラレタル炭車ノ荷卸ニ付現場ヨリ店ニ指示ヲ仰キタル場合係員不在ノ故ヲ以テ要領ヲ得ズ爲メニ作業時間ヲ甚ダシク空費スルコトアリ

二、棧橋仲仕作業督勵員トシテ請負業者側ヨリ夜間一名現場ニ出場セシメ一般作業ヲ統制セシムルコト

三、舁船全体ノ取締トシテ問屋側ヨリ陸上勤務者ヲ一名現場ニ出場セシメ瀕開人ト協力セシムルコト



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

船腹の世界的増大に反し貿易量の之に伴はざる爲運賃も保合の状態である。本邦中心の各航路も定期船が精々で

あり、現在の市況では本邦船は出動の余地無く、従つて時局關係の重要物資の輸入も概ね、C.I.F.を以て外國船積となつてゐる。

ロ、近海

近海は石炭、鑛石、木材、雜貨、鐵材の荷動き旺盛で參百萬噸以上の船腹を消化してゐる。船腹飢饉も相次ぐ新造船の竣工で漸次に緩和されてゐる。東亞海運の創立と東亞輸送組合の設立とは、今後日支間の荷動き幅輳に對して、定期、不定期の二元統制により配船の合理化を見るに至るべく、物資の圓滑なる輸送が期待されてゐる

ハ、石炭

船腹需要は引續き旺盛なれど新規商談は閑散で既約物の積取配給が主で運賃も變化なく保合つてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京濱	四、八〇	四、八〇
川崎	五、三〇	五、五〇
伊勢灣	四、三〇	四、三〇

大阪川人 三、五〇 三、五〇  
 教 賀 四、七八〇 四、五〇  
 仁 川 五、五七〇 四、八〇  
 (八月十二日迄の海運特報に據る)

## 二、帆船運賃

帆船運賃は最近の旱魃による濁水の爲電力筋の石炭需要増大の爲強調を示し、九月運賃は幾分の値上を豫想せらる。

## 八月若松協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合

(單位一噸に付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			和歌山	三、八五	三、五九
由良	三、五九	三、三五	和歌山	三、八五	三、五九
大阪府			吉見	三、七〇	三、七〇
樽井	三、七〇	三、七〇	岸和田港内	三、六〇	三、六〇
佐野	三、七〇	三、七〇	岸和田港外	三、六〇	三、六〇
堺	三、三三	三、三三	大阪	三、三三	三、三三

兵庫縣	西ノ宮	三、三五	三、〇三
尼ヶ崎	洲本	三、三三	三、九〇
神戸	江井ヶ島	三、三三	三、九〇
明石	別府	三、〇六	三、八五
二見	會根	三、〇六	三、七九
高砂	會根	三、〇六	三、七九
木場	飾磨	二、八〇	二、六六
網干	那波	二、八〇	二、六六
相生	赤穂	二、八〇	二、六六
岡山縣	牛窓	二、七〇	二、六六
片上	鹿忍	二、七〇	二、六六
鹿忍	岡山川入	二、六六	二、六六
岡山	幸西	二、六六	二、六六
官ノ浦	彦崎	二、六六	二、六六
小串	玉崎	二、六六	二、六六
宇野	田ノ口	二、六六	二、六六
日比	玉島	二、六六	二、六六
味野			
笠岡			
廣島縣	福山川入	二、六六	二、六六
福山	因ノ島	二、六六	二、六六
尾ノ道	糸崎	二、六六	二、六六

三原	二、四〇	竹原	二、四〇	三、五〇
阿賀	二、三三	吳	二、三三	三、五〇
廣島川入	二、三三	宇品	二、三三	三、五〇
山口縣				
岩國	二、二七	今津川入	二、三三	二、二七
三田尻	一、八〇			一、七五
德島縣				
德島	三、三〇	小松島	三、三〇	三、〇三
撫養	三、三〇			三、〇三
香川縣				
小豆島	二、九〇	高松	二、九〇	二、五三
林田	二、七二	坂出	二、七二	二、五三
丸龜	二、七二	多度津	二、七二	二、五三
觀音寺	二、七二			二、五三
愛媛縣				
川之江	二、七二	西條	二、七二	二、五三
新居濱	二、三三	壬生川	二、三三	二、一六
今治	二、三三	菊間	二、三三	二、一六
堀江	二、三三	高濱	二、三三	二、一六
三津濱	二、三三	長濱	二、三三	二、一六
宇和島	二、三三	八幡濱	二、三三	二、一六

### 備考

- 一、各地行共二五〇噸以上ハ上記運賃ヨリ貳錢引キノ事
- 二、各地行共陸下ゲ瀬取ハ上記運賃ヨリ貳錢引キノ事
- 三、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際節分ケスルモノハ上記運賃ヨリ貳錢増シノ事
- 四、補助帆船並ニ發動機船積貨運賃率ハ本表ノ(貳割)増シノ事
- 五、指定仕向ケ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ゲニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申受ケル事(重量高物ハ其都度協定スル事)  
 但シ壹港ニテモ貳ヶ所以上積揚ゲニナル時モ同シ  
 (運賃ハ歩合ニテ上下七月分ヨリ五錢下リ)

# 石炭販賣取締規則公布

八月十六日附官報を以て商工省令第四十三號昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條の規定に依り石炭販賣規則を公布せられたるを以て参考のため其の全文を掲載す。

## 石炭販賣取締規則

第一條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ許可ヲ

受クルニ非ザレバ石炭ヲ販賣（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ販賣スルトキ

イ 御料品

ロ 船舶用品

二、一銘柄ニ付販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當二百五十噸、使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場

事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ月當二百五十噸ヲ超

エザルトキ

三、別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式会社又ハ團體ノ株主又ハ團體員タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ガ輸入炭及移入炭以外ノ石炭ヲ販賣スルトキ

四、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザルトキ

第二條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者前條ノ許可ヲ受ケン

トスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一、販賣先

二、販賣セントスル石炭ノ銘柄別數量及價額

三、販賣先ニ於ケル用途

四、引渡ノ時期及場所

第三條 別表甲號ニ掲グル株式会社又ハ團體ノ株主又ハ團

體員タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ其ノ株主タル株式会社又ハ所屬スル團體ノ交付スル販賣指圖書

ニ依ルニ非ザレバ輸入炭及移入炭以外ノ石炭ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

イ 御料品

二、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ販賣スルトキ

イ 御料品

ロ 船舶用品

二、一銘柄ニ付販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當二百五十噸、使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場

事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ月當二百五十噸ヲ超

エザルトキ

三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因

リ販賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第四條 別表乙號ニ掲グル株式会社又ハ團體ノ株主又ハ團

體員タル石炭ノ販賣業者ハ其ノ株主タル株式会社又ハ所屬スル團體ノ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ非ザ

レバ輸入炭及移入炭以外ノ石炭ヲ販賣スルコトヲ得

ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ販賣スルトキ

イ 御料品

ロ 船舶用品

二、一銘柄ニ付販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當五十噸、使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場事業

場其ノ他ノ使用場所毎ニ月當五十噸ヲ超エザルト

キ

三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因

リ販賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第五條 別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式会社又ハ團體ハ每

年四月一日ヨリ九月三十日及十月一日ヨリ翌年三月

三十一日ニ至ル期間ニ於ケル株主又ハ團體員タル石

炭ノ生産業者又ハ販賣業者ノ生産又ハ取扱ニ係ル石

炭ノ配給計畫ヲ定メ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル

期間ノ計畫ハ二月末日迄ニ、十月一日ヨリ翌年三月

三十一日ニ至ル期間ノ計畫ハ八月三十一日迄ニ之ヲ提出シ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式會社又ハ團體第三條又ハ前條ノ規定ニ依リ販賣指圖書ヲ交付セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫ニ從フベシ

第六條 別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式會社又ハ團體販賣指圖書ヲ交付シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ販賣指圖書ニ記載シタル販賣先ニ通知スベシ通知シタル事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

一、割當ヲ爲シタル石炭ノ種類別數量

二、販賣先ニ於ケル用途

三、引渡ノ時期

四、販賣指圖書ノ交付先

第七條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者(組

合員ノ使用ニ供スル爲常時月額八百五十噸以上ノ石炭ノ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ヲ含ム以下同シ)

ハ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ石炭ヲ購入(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル受入ヲ含ム以下同シ)スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、船舶用品タル石炭ヲ購入スルトキ

二、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受ケタルコト能ハザルトキ

第八條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者前條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間ニ購入スル石炭ニ付テハ一月三十一日迄ニ、十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ニ購入スル石炭ニ付テハ七月三十一日迄ニ許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ  
一、使用場所

二、購入セントスル石炭ノ銘柄別及用途別數量

三、受入ノ時期及場所

四、購入先ノ氏名、名稱及住所

五、前回許可ヲ受ケテ購入シタル石炭ノ購入先別、銘柄別及用途別數量及價額

六、銘柄及場所別貯炭數量

第九條 第七條ノ許可ヲ受ケタル者前條第二項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ商工大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第十條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ第七條ノ許可ヲ受ケテ購入シタル石炭ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、生産シ又ハ購入シタル石炭ノ銘柄別數量及價額  
約定及受入ノ年月日並ニ購入先ノ氏名、名稱及住所

二、第一條ノ許可ヲ受ケ又ハ販賣指圖書ニ依リ販賣

シタル石炭ノ銘柄別及販賣先ニ於ケル用途別數量及價額、約定及引渡ノ年月日、引渡場所並ニ販賣先ノ氏名、名稱及住所

三、毎月末ニ於ケル銘柄別及場所別貯炭數量

第十二條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ別表甲號若ハ乙號ニ掲グル株式會社若ハ團體、石炭ノ生産業者若ハ販賣業者又ハ常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ販賣業者又ハ其ノ月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ依用スル者ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式會社又ハ團體ハ毎月二十日迄ニ其月中ニ其ノ株主又ハ團體員タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ノ引渡ヲ爲シタル石炭ノ引渡先別及銘柄別數量及價額ヲ商工大臣ニ報告スベシ



第十四條、別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式會社又ハ團體ノ

シ同則ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

株主又ハ團體員タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ

(別表) 甲號 昭和石炭株式會社

毎月十日迄ニ前月中ニ引渡ヲ爲シタル石炭ノ引渡先

乙號 互助會石炭株式會社

別及銘柄別數量及價額並ニ引渡ノ年月日ヲ其ノ株主

常磐炭礦聯合會

タル株式會社又ハ所屬スル團體ニ報告スヘシ

常磐無煙炭同業會

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條及第十四條ノ

乙 號

若松合同石炭株式會社

東京石炭統制組合

横濱石炭統制組合

静岡石炭統制組合

名古屋石炭統制組合

京都石炭統制組合

大阪石炭統制組合

神戸石炭統制組合

入スルコトヲ得

常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ昭和十四年

十月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日ニ至ル期間ニ購入ス

ル石炭ニ付テハ昭和十四年八月三十一日迄ニ第八條ノ許可

申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

石炭配給統制規則ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ廢止ス但

(參照) 昭和十二年九月十日法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件ナリ

彙 報

石炭共販會社の

設立具体案なる

燃料局では最近に於ける出炭の減少に反し  
需要激増傾向に鑑み價格配給統制は抜本的  
對策を講ずべしとの結論に到達し遂に多少  
の民間の反對は押切つて斷乎共販會社の設  
立に邁進することになり具體案の作成を急  
いでゐる。即ち當局の共販に對する方針は  
昭和系互助會系その他炭礦及び輸入炭は全  
部元賣共販會社において買取りこれを各地  
區別に設立する販賣會社に賣却せしむる方  
針である。而して元賣共販會社は資本金五  
千萬圓程度とし政府の監督權行使を充分な  
らしむる意味で政府及び民間の折半出資で  
設立し全炭礦及輸入炭は生産費にプラス炭  
礦の自然條件其他特殊事情を考慮に入れた  
買入價格で買上げこれに共販費用を加へた

價格で各主要都市に設立される販賣會社に  
卸賣する、元賣會社の手不足もなり直接販  
賣に當る販賣會社は六大都市に設けられて  
ゐる第一、第二間屋の石炭商組合を以つて  
組織せしめ販賣に當らしめることになつて  
ゐる。

政府の出資金は

豫備金を充當

しかして右出資金は政府出資の豫備金の中  
から出資する事になり、近く大藏省とこれ  
が折衝を行ふことになつた。もし豫備金支  
出が不可能なる場合は來議會に法規を提  
出しこれに伴ふ豫算を計上することになる  
が現在の民間石炭業者の共販に對する反對  
意向及び最盛需要期までの期間が三、四ヶ  
月しかないところから考へれば結局來議會  
に持ち越されるのではないかと見られてゐ  
る。しかして豫備金支出が可能となれば共販

會社の創立は意外に早く十月頃までには創  
立されることになるが、來議會提案となれ  
ば設立は來年五月頃になるものと見られて  
ゐる。

發送電所要炭

追加供給困難

昭和石炭結論

日本發送電の本年度石炭需要額五百廿萬ト  
ン中すでに昭和石炭、互助會、アウトサイ  
ダーとの契約成立分は四百十萬トンである  
が残りの百十萬トンについては滿洲炭の輸  
入が期待出来ない以上結局その大部分を昭  
和石炭の追加供給に仰がねば本年度石炭調  
達に重大支障を來す懼れありし、同社で  
は過般來昭和石炭に對し右追加契約の締結  
方を申込んで來た、よつて昭和石炭ではこ  
れが對策を考究した結果現在ですらすでに  
供給餘力に乏しい折柄さらに百十萬トンの  
追加供給を行ふことは最も困難なりとの結  
論に到達、この旨發送電に對し回答するこ  
ころあつた。

### 移入半島労働者

#### 優良礦へ今秋から割當

最近に於ける出炭減少の原因は努力不足が主因を爲してなり、又積極的増産の必要あるに鑑み、商工省では努力補充策を研究中であつたが、厚生省と協議の上、半島労働者約一萬五千人を炭礦に就業せしむることになり、今秋頃には相當人員の移入を見ることになつてゐる。右半島労働者の割當は一應は厚生省所管となつてゐるが、實際は燃料局、石炭部に於いて割當人員を決定することになつてゐるから、燃料局では増産能率向上の點から優良炭礦にして増産能率の最もよい炭礦に集中的に割當を行ふ方針である。

### 石炭共販の機構

#### 議會で審議せよ

#### 民間側の意見

燃料局では石炭共販は出来ることなら、今冬、冬の前最盛期までに設立したき意向で準備を進めてゐるが、民間業者の共販に對する

意向は最近の需給状況から漸次共販は不可避と見る向が多くなり、共販絶対反対の聲は次第に消えつゝある。然し共販會社の機構については官吏獨善を避け出来るだけ、業者の意向を尊重し、眞に官民一致協力態勢で行くべきであるとし、来るべき議會に法律案を提出し慎重審議をなすべしとする意見が有力である。

### 炭坑稼働者の

#### 狩出しに着手

軍需工業の隆盛に伴ひ、極度の人的資源不足に悩む若松市、筑豊石炭礦業會は先に公布せられた炭坑稼働者充足法に則り、積極的炭坑稼働者狩出しに乗り出すこととなり、左の日程に依り特派員を各縣廳へ派遣せしめることになつた。

△三十一日より五日まで熊本、鹿児島、宮崎各縣特派員田中丑之助、小林彌太郎、葉野謙三氏  
△一日より七日まで廣島、岡山、鳥取、島根各縣特派員大栗明、五十嵐誠、江上寛

吾三氏  
△四日より七日まで徳島、高知、香川、愛媛各縣特派員井上養之助、大伏林十郎、大森林太郎、野中大吉四氏

### 石炭増送率の

#### 低下を克服せよ

鐵道省では生産力擴充に伴ふ原料炭需要激増にかんがみ、これが増送を圖るべく萬全の對策を樹て、あるが港灣荷役力並びに船舶の不足に災ひされてその増送率は低下の一路を辿つてをり、これが打開策の樹立は各方面から要望されつゝある。即ち

鐵道省としては本年度石炭増送に關し、昨年度に比して平均ならしの一割八分増送計畫を樹てこれに基き配車を行つてゐるが、港灣の荷役力及び船舶不足によつて殆んど全能力を發揮することなく常に二三割の餘力を残してゐる状態、たゞへ山元の採炭能力の増加を圖つたとしても、荷役力及び船舶の増強を行はざる限り増送は絶對的に不可能であり、電力、製鐵界

等を初めとして産業界全般に亘る石炭不足の折柄その成行は特に注目されてゐる

### 石炭共販會社創設

#### 來議會に法案提出

重要燃料たる石炭の増産ならびにこれが適切な配給に關して中央物價委員會は石炭部會を設置、鋭意考究中であつたが、このほゞ同部會小委員會において石炭配給の圓滑化を計る第一段階として取敢へず民間出資による「石炭共販會社」を設立し、さらには來議會に「共販會社法案」を提出、國策石炭會社を設置することに決し、目下商工當局においてこれが具體策を審議中である。

同石炭共販會社は三井、三菱など民間石炭業者の出資を求め大體資本金五千萬圓（半額拂込）事業資金一億二千萬圓程度をもつて創立し各出炭會社より石炭を一手に買入れこれを配給するもので來議會において資本金一億圓の國策會社に擴充する豫定であるが同社の石炭買入れ價格は各出炭會社の採算に従ひ買入れ販賣の

場合は公定價格一本とするいはゆるプラン制の採用するもので民間業者の協力を得次第直に設立せられるはずである。

なほ商工省では石炭消費を合理化するため全國に石炭燃焼指導員を常置することとなり、經費約八十萬圓を第二豫備金よりの支出として大藏省に要求することとなつた。

- しかして指導員の指導方策は
- 一、全國で技師十名、技手九十名、囑託五十名計百五十名を各府縣の工場敷に應じて常置する
  - 一、燃料研究所に石炭燃料研究の専門技師四名を置く
  - 一、各府縣指導員の實地指導を行ふことも講習會などで宣傳する。
- なご十月一日より實施するはず。

### 炭礦婦人労働者

#### 使用許可

厚生省では九日午前十時より去る二日設置された労働局參與の第一回會議を開き炭礦における婦人労働者使用に關する諮問案を

附議することとなつた。

即ち婦人労働者は從來殘炭整理などに限つて使用を許され入坑は禁ぜられてゐたが、今回増産に必要な労働力の擴充を圖るため炭礦における婦人の使用を全面的に許可せんとするもので參與會議において可決を見れば直ちに省令の改正に着手する。

### 滿洲石炭資源

#### 百十億噸

日滿共同資源調査第三班「石炭」報告協議會は六日午前九時より日滿軍人會館に開催され調査班各員ならびに關係礦山主務者出席調査班主査より本溪湖、撫順、北票、阜新、通化、西安、鶴崗、密山等に關し埋藏量開發状況ならびに將來の開発見込などにつき詳細なる説明あり、これに對し意見の交換を行つたが今回の結果に見ればこれまで滿洲側にて發表せらるる石炭埋藏量の數字は決して過大なものではなく、その進出性が認められたわけ、今回の調査により百億噸を

超えるものご確信されるに至つた。懇談會の結果を次の如く發表した。  
滿洲における石炭は極めて豊富であり、調査した礦山の埋藏量を推算するも凡そ百十億噸に達すべく各礦山においていづれも開發につき異常の努力を傾注しつゝあり、勞働者、技術者、機材などの不足は全般的に共通であつて將來の開發計畫遂行のためにはこれらの困難を克服する必要がある。

### 全國各府縣で

#### 石炭消費量調査

商工省にあつては石炭配給網の確立ならびに消費の規正を行ふことが肝要なりと、近々大々的に全國各府縣をして昭和十三年度消費実績ならびに十四年の需要豫想を行はしめることとなつた。すなはち石炭の需要を月量八百五十萬噸未滿及び團體(工組)のほか大口需要の消費者に區分して塊炭、粉炭別及び用途別(コークス用セメントキルン用、船舶燃料)業種別(製鐵、鑛山製鍊、

船舶其他)に詳細に亘つて調査報告せしめ昭和石炭、互助會其他の統制會社團體よりの報告をも參考となして違からず石炭消費規正の要項を決するはずである。

#### 東見初炭鑛

#### 三尺炭層を發見

宇部市東見初炭鑛が時局下増産報國の國策線に沿ひ昭和十三年一月かれて待機の第二鑛業所、舊沖見初炭鑛々區百五十萬坪(昭和六年買收價格百五十萬圓)の採掘に着手爾來準備工程約一ヶ年半の短期間に見事優長三尺炭層に着炭、同鑛を擧げて歡喜に包まれ、各方面の祝福を浴びてゐる。同鑛區推定埋藏量は七百五十萬噸、日産五百噸、一ヶ年十五萬噸を採掘して五ヶ年の壽命を有し、坑内外の施設も完璧を期し坑内通氣は十萬立方呎のシロッコ式扇風機、坑内採炭は後退式長壁法を採用、採炭は坑内百馬力のエンドレスで坑口坪下へ、更に百五十馬力單胴式コース捲き斜坑を利用して引揚げ、捲揚より貯炭庫へ

更にエンドレスで本坑選炭機に移し積出場より市販の施設になつてゐる。

#### 各地の石炭統制

#### 統制會社に改組

#### 共販への前提工作

全國石炭統制組合聯合會では、既報の如く去る二十七、八の兩日、東京市麹町區山王ホテルに理事會を開催、足立、藤井正副會長以下全理事出席、かねて商工省より總選あつた市場經由炭の配給統制強化に關する件につき協議した結果、今回愈々石炭配給統制會社(假稱)を設立することとなつた。この統制會社は、現在の各地統制組合を改組して、地方別に設立されるもので、來る十日までに定款並に統制規定を作成して聯合會に提出することになつてをり聯合會ではこれの出揃ふのを俟つて、商工省の指示を受け、會社設立の運びとなるが大體新會社は昭和石炭の子會社と云つたやうな自治統制會社で、資本金は東京、大阪、名古屋が各百萬圓、横濱、靜

岡、京都、神戸(若松石炭株式會社は現在のまゝ)が各五十萬圓で、何れも四分の一拂込みとし、これが資金調整關係は石炭國策の見地から商工省の總選に依つて設立されるものだけに急速に認可され九月下旬頃までには各地とも創立總會が了るものと分られてゐる。

而して今回の統制會社設立は、商工省が企圖する共販會社設立の前提をなすもので、これに依つて石炭配給關係の飛躍的變革を避け、漸進主義に依つて配給市場の劃期的な改變を成し遂げんとする前提工作であり商工省としては飽くまで窮極の目標は共販會社に置いてゐる關係上、近き將來統制會社が更に共販會社に再改組されることは必定で、その時に於て初めて眞に商工省が意圖する石炭配給市場の歴史的變革がなるものと分られてゐる。なほ統制會社設立後も統制組合聯合會は現在のまゝ、連絡機關として存置される筈である。

### 半島勞力移入

#### 萬全期する膳立

鑛山の勞力資源確保の見地から厚生省で慎

重に検討を重ねてゐる半島勞力の移入についてはすでに根本方針の決定を見、近く地方廳ならびに監督局に對して移入許可の指令がある豫定であるが福岡鑛山監督局でははじめての大量勞力の移入のことであり、かつ優良勞務者育成の立場からも慎重な態度をとり業者側の要求に應じ無制限に供給することは極力これを排除、地方廳と連絡をこつて福利施設その他鑛山側の施設條件を考慮に入れ増産に對して將來見込みがあり勞務管理に相當經驗ある鑛山にのみ施行する方針で、割當數もこれらの條件に順應して分割統制することになつてゐる。

### 女子勞働者も

#### 坑内で働ける

現下の坑内勞働力の不足にかんがみ「女子の坑内就業の特例に關する件」を附議する第一回労働局參與會議は九日午前十時より厚生省で開かれ當局案を基礎として審議可決、來週中に省令を公布實施することとなつた。

これにより炭礦勞働者の妻またはその他の家族たる廿五歳以上の女子は從來の薄層、殘炭作業のみならず金屬山、大手筋の一般炭礦に入坑するを得ることになるわけであるが、動員される女子炭礦勞働者は約一萬四千名である。  
しかもこれは戰時勞務對策の臨時措置たる立前から昭和十七年三月廿一日の期限附でこの特例を許可したもので深夜業の禁止、乳幼児のための保育施設など省令により與ふる限り人道上の考慮を拂はしめることとなつてゐる。入坑制限または條件左の如し  
一、坑内就業を許可される女子は鑛夫の妻またはその家族に限り年齢廿五歳以上のものに限る(労働局の推定によれば廿五歳以上の女子は九八%まで既婚で平均二人の子をもつてゐる)  
二、就業の際は檢診を行ひまた二回の健康診斷を行ふこと  
三、妊娠中の女子の坑内就業および深夜業は嚴禁  
四、坑内に女子を使田する鑛山は乳幼児のための託兒所その他の施設をなすことにも給與、衛生營養方面において福利施設を擴充すること。

### 藏内鑛業の兩坑 古河鑛業に譲渡

福岡縣田川郡藏内鑛業大峰、峰地兩炭坑（社長林嘉雄氏）は曩の株主總會で解散に決定その後古河合名會社と賣買交渉を進めてゐたが去る七月末萬般の賣買契約確定し愈々八月下旬古河合名會社でその事業一切を總額一千二百餘萬圓で買収、現末次古河西部鑛業所長を同所長兼務とし直に同合名會社の手で事業を開始し、出炭はこれを直系の古河石炭鑛業會社で販賣することに定めた旨九日古河西部鑛業所から發表された。同坑は田川郡大任、川崎、添田の三町村に跨り四百六十餘萬坪（野田合資會社鑛區五十萬坪を含む）年出炭量六十餘萬噸におよんでゐるが、今回藏内鑛業が過去の繰越累加損失と現在の相當額の借入金で商工省の増産計畫も資金調達困難であるため意の如く成らず遂に時局下國家に對し責任を感じ解散賣却に至つたものである。

### 石炭も愈よ切符制に

全國に魁け福岡縣が實地調査時局の波にのつた重工業はなくてはならぬ

石炭がいよいよ来る十月一日から切符制で販賣されることに決定し、股販産業の發展に伴ひ、これにほゞはならぬ石炭が人の不足から折角企てた増産計畫も出來ず、唯一つ残された統制によつて辛うじてガソリン、石油などと共に切符販賣制に依つてこの石炭不足の難關をのり越すことになり、福岡縣商工課、經濟保安課の兩課では全國各府縣に魁けて九日午前十一時より福岡縣廳別館大會議室に於て水野經濟保安課長、西村商工課長關係各課長、係員、各關係石炭業者などが參集、石炭消費統制による縣下各炭坑、大賣捌會社などの實地調査に乗り出すことに決定、北九州重工業地帯に石炭採出量に於ても全國的極地にある大福岡縣の統制に乗り出すことになつた。

販賣方法に就てはいまだ縣經濟保安課、商工課などで種々研究中であるが、從來のガソリン、石油などの切符販賣方法は幾分性質を異にしてゐるため現在のところは具體的な案が出てゐるだけで決定はしてゐないが、縣經濟課又は商工課よりこれが石炭購入の切符を一般需要者に發

行、需要はこの切符によつて各都市別に組織される石炭販賣會社から購入する方法が第一案となつてゐる。

### 縣鑛山用機器

#### 工組愈よ創立さる

生産力擴充の物動計畫に基づき政府では全國の機械工業をして鐵材配給統制史上第二次段階に突入せしめて時局緊要部門への集中化を企圖すべく業種別時局機器工組への改組を斷行せしめる方針を樹立、縣當局では曩頃來全縣下の機械工業に對し鑛山用製鐵用、化學用、電氣用の四種別に、それを結成準備の緒に就かしめつゝあつたが縣下業者の大宗をなす鑛山用機械メーカー中からは年産額十二萬圓、従業員三十名を越ゆる大工場を調べ上げうち左記八十一名に對し十八日縣知事から新工組結成の指令を與へこれに依つて從來の直方機械工業組合を中心として縣下一圓の鑛山用機器工業組合を結成することに決定。直方市商工會議所樓上に於て二十一日午前十時から

發起人會、午後二時から創立總會を開催、一舉に産業報國を目ざして邁進することになつたが創立案の内容は左の如く、組合員外の業者は別に下請工組を結成せよ、必要に応じて材料を支給される事になる可く新機構に依り資材配給の圓滑は期して待つ可きものがあらうと言はれてゐる。

△縣知事指定組合員△門司△小倉△八幡△二同機械△三△戸畑△若松△五△直方△三九△飯塚△八△豊前△八屋△一△田川△二計六二以上北九州△福岡△一五△久留米△一△大牟田△二△筑後△一△小計一九一以上福岡及筑後△總計八十一名

△地域―福岡縣下一圓  
△資格―知事よりの被指定者  
△組合員數―百名の見當  
△株數―三百株  
△株式―一株百圓全額拂込  
△加入金―一名貳百圓  
△事務所―直方市に置く  
△事業―統制及び調査  
△發起人―九名（佐田徳一、飯野憲一郎、福島正雄（直方機工組）石原仲平（八幡金屬工組）竹内留吉（戸畑機工組）宮島倉七

（飯塚同）古賀徳一、永富信太郎（福岡）安部貞雄（大牟田）

さらに組合理事は十一名としてうち専務理事一名を加へ監事五名、委員は組合側五名としうち四名は直方より一名は他より出し鑛山側より三名、學識經驗者一名計九名たらざる模様で、なほ從來の北九州鑛山用資材配給統制協會は既報の分を組合に溶け込むことになつてゐる。

### 時局は招く

#### 鑛山勞務者

職業紹介所の門を叩く求職者のほんど大部分が軍需工場を希望し體格年齢等から鑛山にでも斡旋しやうものなら「人を見下げるな」と色をなして荒々しく出て行く鑛山勞務者難の現状に鑑み縣職業課では折角職を求め乍ら鑛山就勞を嫌がるのは悪周旋屋の出たら目な好餌に引つ掛つた過去の苦い經驗と所謂監獄部屋の過れる先入感に因るものとし今後は縣下十二ヶ所の職業紹介所をして積極的に啓蒙運動を起すことになつ

た。

即ち鑛山勞務者の需用は時局の新展開に伴ひ加速度的に増加勞務動員計畫中の一項をなすこれが充足を喫緊とされてゐるので勞務者の斡旋を受けた場合は直接鑛山當局者の出張を求め職業紹介所で比較的勞力の豊かな町村で講演會座談會映畫會等を開き町村長學校長區長等の指導者階級は勿論一般町村民に石炭其他の鑛材資源が聖戰遂行の成否を左右する軍需工業其他の原動力をなす重要性を認識せしむると共に過去の誤れる鑛山に對する認識を是正し農繁期には歸村結構等といふ條件附で軍需工場方面との結合を避けて努めて三、四十歳の壯年層の蹶起を促すことになつてゐる。

### 發送電の石炭手當に

#### 非常手段を要望

#### 正副總裁、遞相を訪問

渾水と石炭不足による電力飢饉に直面しては無爲無業を暴露せる日本發送電に對しては

折柄の電力料金値上問題と關聯して今や各方面の非難が昂まつてゐるが、この點に就ては電氣廳も憂慮し既報の如く同社に急遽對策樹立を命じたので日本發送電では先般來種々協議の結果、對策樹立に至るまでの二、三の根本問題に關する調査を當局に提出することとなり十九日午後二時増田、小野正副總裁、宮川、永松兩常務理事等打揃つて逡信省に田邊遞相を訪問、電力不足の實情を説明し事態をこのまゝ放置する時は重大なる結果を招來する危険あることを續々説明し、先づ火力發電用石炭の配給に就

て何等かの非常手段を講ぜられたる旨具陳したが、遞相は一兩日中に八田商相と會見その對策樹立に協力する旨約した。

副會長、副社長に  
山本平八氏を  
推薦に決定す

本會副會長並に本社副社長の橋子は金丸前會長逝去後、野上現會長の昇任となり其後

承らく空席の儘となつてゐたが、野上現會長が昨年來北支の炭坑開發其他のため不在勝な状態なれば、これが代理者選定の必要があり、先般來中島相談役初め末吉、北代藤井の各長老、松尾代議士、野上會長、武内專務等の間に協議を進められてゐたが本月十八日の重役會並に理事會の席上に於て滿場一致日産化學の山本平八氏を推薦することに決定し來る二十三日午前十時より直方市に於て本會並に本社の臨時總會を開き第二代目の副會長副社長として山本氏が就任される豫定である。

# 九州水力電氣株式會社

## 本會記事

### 重役會並に理事會

◎七月二十五日本社に於て會社重役並理事會開催、野上、武内、末吉、北代、金丸、中島、三崎、橋上、木會、田籠、犬丸、西本、有江各重役、和才、西田、柵瀬各理事出席左記議題に付審議せり。

- 一、互助會石炭株式會社株主ノ石炭ハ來ル十月一日ヨリ實施セラル、豫定ノ配給統制ニ依リ爾後政府ノ指示ヲ受ケ互助會石炭株式會社ノ割當(切符制度)ニ依ラザレバ販賣スベカラザルコトナル旨ノ示達ニ對スル對策協議ノ件
- 二、非加盟炭坑ニ對スル政府ノ方針ニ付報告
- 三、中央物價委員會ニ於テ總動員法第十九條ノ發動ニ依リ石炭ノ値下ヲ要請セル本月六、七日新聞報導ニ對シ其是非ニ付同委員會石炭委員長小川郷太郎氏同委員ニシテ原案作製ノ任ニアル高橋龜吉氏並小島燃料局長卜會見ノ

經過報告及之ニ對スル方策協議ノ件

- 四、互助會所屬代表炭坑十一坑ノ生産費調(坑内費本年一月ヨリ六月ニ至ル)ヲ當局ニ提出シ協議ノ件
- 五、カーバイドノ確保ニ付政府ノ統制實施ニ至ル迄尙相當ノ日時アリ、其間ニ於ケル之ガ確保ニ付協議ノ件
- 六、勞務者充足上半島人移入ニ對スル政府ノ狀勢ニ付報告ノ件
- 七、船舶交通動員計劃ニ付商工省經由企劃院ニ資料提出ノ件
- 八、鑛山監督局長ヨリノ石炭増産ニ關スル諮問事項ニ對シ答申書提出ノ件
- 九、其他

# 石炭ノ増産計畫諮問ニ對スル本會ノ答申書

昭和十四年八月八日

石炭鑛業互助會

會長 野上辰之助

福岡鑛山監督局長

中 村 幸 八 殿

石炭鑛業ニ於ケル増産計畫ノ促進確保

ニ關シ御諮問ニ對スル答申ノ件

謹 皇

陳者本月十一日附福鑛一四年第四一八七號ヲ以テ御諮問相

成候標記ノ件別紙ノ通り及答申候

拜具

## 答 申 書

一、當局管内ニ於ケル石炭鑛業ノ統制ニ關スル具體的方策

(イ) 所謂非加盟炭坑業者ヲ石炭聯合會系又ハ互助會系

ノ何レカニ加盟セシムルカ或ハ新ニ統制團體ヲ組織セシメテ石炭鑛業者ノ全面的統制ヲ強化サレ度シ

理由

現ニ「アウトサイダー」トシテ何レノ團體ニモ加入セザル炭坑ハ福岡局管内ニ福岡縣下ニ一八坑、山口縣下ニ二七坑、長崎縣下ニ三坑、計六十五坑ヲ算シ此ノ月額出炭運量合計九五、四七一噸(本年五月調査)ニ及ベリ是等所謂非加盟炭坑ハ極メテ自由ノ立場ニ在リ、時局石炭供給不足ノ折柄個々有利ニ行動シ得ルヲ好機トシ或ハ統制炭價ヲ無視シテ不當ノ利益ヲ得又ハ極端ナル粗悪炭ヲ混入シテ品位ヲ低下セシメ其ノ間不良フローカーノ跳梁跋扈ヲ誘引スルガ如キ行爲ヲ敢テシ一般市場ヲ攪亂シ惹テハ炭界ノ信用ヲ失墜スルニ至ルノ虞アルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘザルナリ依テ此際聯合會若クハ互助會又ハ非加盟炭坑ヲ一丸トスル統制團體ヲ組織シ是等ノ弊害ヲ除去シ益々統制ヲ強化シテ増産ヲ企圖セラルルハ焦眉ノ急務ナリト信ズ

本問ノ如キハ是レガ爲直ニ増産ノ期待トハナラザルモ

無統制ヨリ生ズル自利害他的行爲ガ統制經濟治下ニ於テ増産ヲ企圖スル團體ノ事業遂行上大ナル障碍ヲナス現狀ニアリ、殊ニ中小多數炭坑ヲ以テ一團ヲナス弊會ノ如キハ特ニ其ノ弊ヲ痛感スルモノナリ

而シテ右統制ハ現下ノ急務ニシテ弊會ニ於テハ昨年七月多大ノ犠牲ヲ拂ヒテ佐賀、長崎兩縣下ニ於テ四十餘坑ヲ勸説加盟ヲ見タルガ非加盟トシテ有利ノ立場ニ在ル今日單ニ團體ノ勸誘ノミニテハ、徒ラニ時日ヲ遷延セラレ促進ヲ望マレザルノ實狀ニ徴シ此際一步ヲ進メテ監督官廳ニ於テ強行セラレムヨトヲ切望スルモノナリ

(H) 事業管理ノ統制

理由

前項統制ノ實現ニ依リ次ニ考慮セラルベキハ事業管理ニ統制ナリ是レガ具體的方策ハ實際問題トシテハ極メテ困難ナリト雖モ今日ノ如ク小規模炭坑ノ増加シ尙今後益弊出スルノ傾向ニアル際ニ於テ地理的關係ヨリ數炭坑ヲ併合シテ一元的事業管理ノ下ニ合理化サルベキ

モノト思考ス例ハ最近農村地方ニ於テ具體化サレツ、アル農作耕地ノ交換分合ヲ行ヒ是レニ依リ能率ヲ増進シ一面勞働力不足ヲ緩和セシトスルガ如キ是レナリ素ヨリ單純ナル農作耕地ト復雜ナル炭鑛事業トハ同一ノ論法ヲ以テ企劃シ得ザルモ現下石炭鑛業界ノ趨勢ニ鑑ミ今日ヨリ檢討具體化サルベキモノト思考ス

(ハ) 所謂「硬洗」ト稱スル石炭採取業者ノ統制

石炭景氣ニ躍リ所謂「硬洗」ト稱シ水洗、撰炭等相當ノ設備ヲ施シ石炭採取ヲナスモノ弊出シ現ニ筑豊炭田地方ノミヨ見テモ百數十名ノ多キニ及ベリ是等業者中ニ八月三四百噸ヲ送炭スルモノアリテ國策線ニ沿フ適切ナル事業ナルモ動モスレバ混炭偽裝シテ筑豊炭ノ弊價ヲ失墜シ不良フローカーヲ介在シテ一種ノ詐欺的行爲ニ出デムトスルモノモアリ惹テハ炭界ヲ茶毒スルノ因ヲナス虞アルヲ以テ此ノ際是等ノ組合ヲ組織セシメ不正ノ行爲ヲ排除シテ眞ニ石炭採取トシテ燃料國策ニ貢獻スル様統制指導スルノ必要ヲ認ム

二、當局管内ニ於ケル石炭鑛區ノ整理並ニ之レニ伴ヒ増産ヲナスニ必要ナル具体的方策

本問ハハ諮問第六ト牽連シテ方策ヲ樹立セラルベキモノト思考スルガ爰ニ一言申上度キハ未開鑛區ノ整理ナリ其ノ理由ハ鑛區ヲ所有スルモノニシテ現在ハ勿論將來ニ於テモ開鑛ノ意思ナク只ニ一攫千金ヲ夢ミ或ハ多クノ未開鑛區ヲ有シ乍ラ今尙開鑛上何等ノ計畫モナク徒ラニ私藏スルモノアリ而モ現在隣接シテ稼行中ノモノヨリ容易ニ是等未開鑛區ヲ採掘シ得極メテ合理的ニ整理シ以テ増産ヲ圖ルノ必要アリ(諮問六ニ詳記ス)

三、當局管内ニ於ケル石炭鑛業用資材ノ配給方法並ニ配給機構ノ改善ニ關スル具体的方策

(イ) 配給機構ヲ一元化サレタシ  
資材ノ配給方法トシテ現在施行セラレ居ル鐵鋼材ノ配給方法通り其ノ他ノ必要資材ヲ監督局ニ於テ統一セラレムコトヲ望ム  
現ニ統制セラレ居ル釘、線材、亞鉛鐵板類及カーバイド其他油類、ゴム靴類等或ハ縣廳ヨリ配給セラレ或ハ

販賣組合ニ依リ取扱ハレツ、アルガ如キハ極メテ煩瑣ニシテ不合理ナリ

故ニ此際監督局ニ資材部課ヲ特設シ係員ヲ増員セラレ迅速ニシテ適正ナル配給統制下ニ運用セラル、ニ至レバ現在不足ノ物資ヲ活用シ増産ノ因トナルベキモノト確信スルモノナリ、要ハ鑛山用資材ノ總ヲ監督局ニ一元化サレ資材配給上迅速ニシテ圓滑ナル統制機構ニ改善セララル、ノ必要アリ

今試ミニ現行ノ配給機構ヲ案ズレバ、  
(一) 鐵鋼材ハ監督局ヨリ各團體協議會ヲ經テ炭坑へ  
(二) 釘、鐵線、亞鉛鐵板類ハ縣協議會ヨリ監督局ヲ經テ團體協議會ニ配給更ニ炭坑へ  
(三) 石油類ハ縣廳ヨリ所轄警察署ヲ經テ炭坑へ  
(四) 電線類ハ中央ニ於ケル電線原料銅配給統制會ヨリ直接炭坑へ其ノ他鑛鋼品類又ハ鑛山用機械類ハ日本鑛鋼協議會又ハ日本鑛山機械配給協議會ニ於テ直接炭坑へ配給スルト云フガ如ク眞ニ多種多樣ノ系統ニヨリ配給セラル、機構ニアリ殊ニ炭坑ノ特殊性ニ

深キ認識ナキ協議會ニ於テハ常ニ圓滑ヲ缺ギ徒ラニ

溢滞スルノ實狀ニアルヲ遺憾トス爰ニ於テ今後統制セラレベキ資材又ハ禁製品ニシテ鑛山ニ必要資材トシテ許可ヲ受ケ配給セラルベキ物資例へバ

(一) 坑内照明用ノカーバイド

(二) ゴム靴、地下足袋其ノ他ゴム製品

(三) パツキング用純綿糸類

(四) 其他森林法ノ改正ニヨリ將來供給ニ制限ヲ加ヘラルベキ趨勢ニアル坑木材等々直接間接ニ採炭ニ必要ナル物資ノ確保ハ増産ニ重大ナル影響ヲ及ボスハ言フ俟タズシテ明カナル事實ナルヲ以テ當局ニ於カレテハ速カニ是等資材配給ノ機關(資材部)ヲ特設セラレムコトヲ切望スルモノナリ尙終リニ附言シ度キハ現在監督局ヨリ團體協議會へ配給セラレツ、アル鐵鋼材配給ハ既ニ一ヶ年半ヲ經過シタル今日尙各期ヲ通シテ期末ニ非ラザレバ制當數量決定セズ斯クテハ事業上ノ支障ハ勿論事務取扱上多大ノ不便ヲ痛感スル次第ニ付是等モ御檢討ノ上是正セラレムコトヲ

希望ス

四、當局管内ニ於ケル炭礦勞務者ノ充足並ニ募集方法ノ改善ニ關スル具体的方策

(イ) 勞務者ノ充足

(一) 婦女子ノ入坑ヲ増員許可セラレタシ  
弊會ノ所屬炭坑ニ對シテ現ニ許可セラレ居ル所謂保護坑夫數ハ福岡縣内三、六六〇名其他縣七九三名、計四、四五三名ナリ是等勞務者ノ使役ガ社會問題トシテノ是非ハ事業者ニ於テ大イニ考慮セザル可カラザルモ炭坑ノ特殊事業ノ下ニ因習久シキニ互リ就業シ相當ノ能率ヲ擧ゲツ、アリ舊來ノ弊害ヲ漸次革正シテ使用シツ、アル實狀ニ徵シテ此際増員許可セラレムコトヲ望ム  
本件ハ弊會所屬炭坑業者ノ熱望シテ止マザル處ニシテ本年五月今後保護坑夫雇傭ニドノ程度ノ餘剩アルヤニ付調査シタルニ差當リ雇入レ得ベキ數ハ現ニ一、五〇〇名アリ、勞働力ノ不足ガ増産上大ナル障礙

ヲナス現状ヲ考察セラレ非常對策トシテ特別ノ御診  
議ヲ以テ右増員御許可相成様切望スルモノナリ

(二) 半島人勞働者ノ移入許可促進

事變勃發ニ依リ應召者ハ弊會所屬勞務者ニテモ、  
〇〇〇名ノ多キニ及ベリ是レガ充足ノ急務ヲ邇ヘ當  
初ヨリ政府當局ニ對策トシテ半島人勞働者ノ移入許  
可並ニ内地餘剩ノ半島人斡旋方ヲ陳情請願シタルコ  
ト一切ナラズ代表委員ヲ上京セシメタルコト七回ニ  
及ベルモ遂ニ實現ニ至ラズ加フルニ内地人ノ餘剩勞  
力アルモノハ軍需工業ニ充足セラル、狀態ニシテ斯  
クテハ到底増産モ期待セラレズ一時減産ノ一途ヲ迪  
ルノ止ムガキニ至レリ

然ルニ最近漸ク政府當局ニ於テモ必要ヲ認メラレ半  
島人ノ移入ヲ許可セラル、ノ運ビニ至レリト聞ク正  
ニ早天ニ雲霓ヲ認ムルノ感アリ此ノ際實現ノ一日モ  
速カナラムコトヲ希望スルモノナリ

(ロ) 募集方法ノ改善

(一) 所謂緣故募集ノ自由、弊會所屬中主ナル炭坑ハ

十二坑ニ付本年四月中ノ募集狀況ヲ調査シタルニ

四月中募集總人員 四、九〇二名

内 職業紹介所ニ依ルモノ 七八名

緣故ニ依ルモノ 三、六二〇名

其他募集ニ依ルモノ 一、二〇四名

ナリ炭坑特異ノ移動性ヲ有スル結果毎月概ネ右ニ近  
キ募集ヲナシ居レルガ常ニ緣故ニ依ル雇入レヲ大多  
數ニシテ將來ハ兎ニ角現在ニ於テハ所謂緣故募集ヲ  
唯一トス

然レバ勞働者募集規則中右緣故募集ノ制限ヲ緩和セ  
ラレ大ナル弊害ナキ限リ自由ニ緣故者ニ依ル募集ヲ  
ナシ得ル様改メラレムコトヲ望ム

(二) 職業紹介所機關ノ活用促進

職業紹介所ノ國營移管後既ニ壹年ヲ經過シタルモ今  
日尙其ノ全機能ニ期待セラレズ最モ必要ナル現下ノ  
時局ニ於テ如斯實狀ニアルハ頗ル遺憾トス、宜敷竿  
頭ニ歩ヲ進メテ全國的連絡ヲ緊密ニシ紹介網ノ完壁

ヲ期スルノ促進ヲ切望ス

以上要スルニ炭鑛業ニ對シテモ軍需工業ト同一ノ取  
扱ビヲ以テ勞働者ノ充足對策ニ再檢討ノ要アリト思

考ス

五、當局管内ニ於ケル炭鑛勞務者ノ稼働率並ニ採炭能率ヲ

増進セシムルニ必要ナル具体的方策

本問ハ極メテ適切ナル事項ニシテ事實困難ノ問題ナリ  
時局ハ人的、物的ニ不足シ充足至難ノ事情ノ下ニ最少  
ノ勞働力ト最少ノ資材ヲ以テ如何ニシテ最大ノ能率ヲ  
昂グルカノ問題ニシテ弊會ニ於テモ之レガ對策ニ付屢  
々幹部會ヲ開催シテ具体的方策ヲ討議シ各炭坑又凡有  
角度ヨリ工夫ヲ懲シ或ハ待遇ノ向上獎勵金ノ交付或ハ  
精神的運動等極力意ヲ用ヒ居レルガ收入ノ増加ガ却テ  
入坑率ノ低下ヲ見或ハ健康保險法ニヨル保險金ノ高率  
給付ガ稼働者ノ心理ニ微妙ニ作用シ之レガ爲メ怠慢者  
ヲ出スノ結果ヲ見ルガ如キ實情ニシテ初期ノ効果ナク  
此ノ上ハ就業者ノ精神運動ノ強化ニ待ツノ外ナント思  
考ス

想フニ國民精神總動員ト云ヒ國家總力戰下云フモ未ダ

地下千尺ニ迄徹底シ居ルモノ疑ヒアリ只々皇軍ノ赫々  
タル戰果ニノミ酔ヒ一方戰時インフレの景氣ニ躍リ國  
家興亡ノ岐路ニ立チ長期百年ノ大計トシテ東亞新秩序  
ノ建設ニモ只夢ノ如ク感シ居ルモノ今尙多カラザルカ  
ヲ想フ時眞ニ寒心ニ堪ヘザルナリ

是レヲ以テ此際鑛業報國精神ノ涵養徹底方策ニ付再檢  
討ヲ加ヘ官民一体トナリ此ノ根本的問題ヲシテ報國運  
動ノ強化徹底ヲ期スルノ斷行ト指導ヲ喫緊ノ方策ナリ  
ト信ズルモノナリ

六、當局管内ニ於ケル石炭山ノ既存設備ノ高度利用ニ依ル

増産計畫ノ遂行ニ關スル具体的方策

本問ハ諮問第二ト牽連シ増産上最モ適切ニシテ且ツ其  
ノ方法ノ如何ニヨリテハ容易ニ具体化サレ増産ノ實現  
性ニ強キ確信ヲ有スト言フモ敢テ過言ナラズ  
抑モ既存設備ノ高度利用ガ時局ニ最モ適合シタル増産  
企劃タルハ論ヲ俟タズ曩ニ増産法ノ公布ヲ見タルモ此  
ノ意ニ外ナラザルベシ



然レバ其ノ具体的方策如何ト云フニ弊會ハ去ル六月十六日

「増産法ニ基ク石炭鑛區分割譲受ケニ關スル陳情書」ヲ當局ニ提出シタリ即チ之レガ實現ヲ促進セラル、ニアリ  
諮問ニ一言述ベタル如ク徒ラニ一攫千金ヲ夢ミテ未開鑛區ヲ私藏シ現ニ開坑ニ何等ノ企劃モナク家憲社則ナリト稱シ或ハ法外ノ對價ヲ唱ヘテ徒ラニ交渉ヲ遷延シ或ハ斷層鑛脈等ノ地質ヨリ技術的ニ全然採掘不能ナルニモ不拘、之ヲ否定シテ如何ニモ採掘計畫アルガ如キ口實ヲ以テスル等種々殊更ニ障壁ヲ設ケテ鑛區ノ分割分割或ハ請負採掘等ノ交渉ニ應ゼザルノ實情ニアリ而モ之等ノ私藏休眠鑛區ニ隣接シテ稼行中ノ炭坑中ニハ既ニ境界線ニ迄掘進シ現在ノ設備ヲ其儘ニ高度ニ利用シ増産極メテ易々タルモノ弊會所屬ニ於テ二十坑ヲ算シ其ノ増産ハ初年度ニ於テ百万噸次年度ヨリ百五六十方噸ニ及ブノ實狀ニアリ殊ニ稼行中ノ炭坑ニシテ既ニ炭命幾何モナク隣接鑛區ノ分割譲渡ノ實現ヲ見

ル、コトガ今日ノ増産障碍ヲ除去スルニ唯一ノ方策ト存シ候ニ就テハ是レガ促進ニ付一段ノ御配意ヲ煩シ度申添候  
以上

### ●互助會地方部會

第十七回事務打合地方部會ハ會社側ヨリ安西、野見山、熊川出席ノ上左記日取及ビ議題ニ依リ開催セリ。

- 遠賀部會 七月十一日 於直方日木屋
- 西川部會 七月十二日 於山鹿井上食堂
- 田川部會 七月十三日 於筑鐵本社
- 飯塚部會 七月十四日 於第一山野炭礦
- 上嘉穂部會 七月十五日 於上山田「大山」

議 題

- 一、貨車問題ニ關スル件
- ①部會提出書類ニ關スル件
- ②査定審議ニ就テ
- ③七月分各礦査定案ノ審議
- ④石炭車ノ運用狀態ニ就キ

ザル限り廢坑ノ已ムナキニ至ルモノモアリ

而シテ若シ隣接未開鑛ノ鑛區ヲ新ニ開坑スルトセバ必ラズヤ現在稼行ノ坑道ガ排水、排氣ニ利用セラレ又利用セザレバ絕對ニ開坑不能ト認メラル、モノモアリ此際一切ノ私情ヲ棄テ國策ノ大局ニ順應スルノ襟度ヲ以テ是等隣接未開鑛鑛區所有者ノ反省ヲ促シ速カニ讓渡分割或ハ請負掘リトシテ實行セラル、様當局ノ御裁定ヲ切望スルモノナリ

以上御諮問ノ各事項ニ付卑見ヲ卒直ニ披瀝答申仕リ候、素ヨリ吾々業者ノ現實ノ立場ヨリ腹藏ナク申上ゲタル次第ニシテ尙不備ノ點又ハ失言等モ可有之候モ何卒御諒承被下度候

既ニ御承知ノ通り石炭ノ不足ハ益々深刻トナリ昨年中全國需要高ハ四七、五一五、〇〇〇噸、是レヲ前年ニ比スレバ三、二二〇、〇〇〇噸ノ増加ヲ示シ今年ハ七、〇〇〇、〇〇〇噸即チ約壹割五分ノ需要増ヲ豫想セラレ一面出炭能力ノ現狀ヲ按ズル時眞ニ吾々業者ノ責任ノ輕カラザルヲ痛感憂慮致シ居候今回御諮問ノ各事項ヲ具体化サ

- ⑥ト号車ノ運用狀態及本土送りニ關シ
- ⑥二重輸送ニ關シ
- ⑦東小倉ノ配車配給ニ關スル件
- ⑧其他一般事項

(一) 西部荷役改善規約立案ニ關スル其後ノ經過報告ニ就キ

- (一) 戸畑ホイストニ關スル前回申出ニ關スル經過ニ就キ
- (一) 綜合部會日取及會議内容打合セニ關シ
- (一) 一般炭界ノ統制強化ノ趨勢ニ關シ
- (一) 日發會社ノ極端ナル石炭飢饉ノ現狀ニ關シ

### ●肥前支部諸行事

一、第七回肥前支部總會

八月九日午後一時佐世保市萬松樓ニ於テ第七回肥前支部總會開催。吉原支部長、角口、兒玉、井家上(代理)各常任理事、有吉、麓各理事、吉田、原(大伊万里)、佐田(大志佐)、松川(新木山)、眞田(香燒)、中野(江里)、水

尾(日滿)、早川(波黒)、三崎(古賀)、木村(大黒)、福田(福井)、小川(上志佐)、鹿子(新岩屋)、佐田(立岩)、林(林)高橋(土肥ノ浦)、竹下(河内野)、小代(川釣)、荒木勝田、笹原(今福)、天本(殿木)、北野中、安部(惠比須)、松尾(角山)、川原(大坪)、酒井(池野三坑)、末永(大里)、中楯(江口)、高瀬(山代)ノ各會員、及ビ互助會側ヨリ安西、大川、熊川、早田出席ノ上左記事項ヲ附議決議ナシタリ。

議 題

- 一、資材配給ニ關シ上京經過報告ニ關スル件
- 一、十月一日ヨリ實施ノ石炭切符制度ニ關シ
- 一、標準炭價作成ノ下打合セニ關スル件
- 一、支那關係日發納炭契約見積書提出ニ關スル件
- 一、カーバイド用炭月一、〇〇〇噸納炭ニ關スル件
- 一、池野三礦入會ニ關スル件
- 一、其他重要事項

石炭鑛業權設定

(自昭和十四年六月五日 至昭和十四年六月十九日)

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
佐賀 三三三七	東松浦郡呼子町漢村並ニ海面	八六、五〇〇	佐世保市太田町 篠崎基之助
熊本 三三三八	天草郡新合村一町田村	七五、〇〇〇	長崎市浪ノ平町 浦庄市 外三人
長崎 三三三九	北松浦郡星原村地先海面鷹島村並ニ海面	九四、一〇〇	神戸市神戸區海岸通 石原産業海運株式會社
佐賀 三三三九	西松浦郡東山代村	一八〇、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 大伊萬里炭鑛株式會社
長崎 三三四〇	東彼杵郡西大村並ニ海面	九六、三〇〇	東京市赤坂區新坂町 花田卯造

試掘權設定

同 三三三三	南松浦郡岐宿村並ニ海面	七六、〇〇〇	長崎市稻佐町三丁目 島田辰五郎 外一人
福岡 七〇五一	嘉穂郡八田村	一四九、〇〇〇	鹿兒島市下龍尾町 邦水昌雄
山口 八八五五	美禰郡伊佐町大嶺村	三〇〇、〇〇〇	大阪市東區南久寶寺町四丁目 石原長次
宮崎 二五五九	兒湯郡宮田村	九六、〇〇〇	宇部市西區海岸通二丁目 松重善兵衛 外四人
同 二五五二	兒湯郡富田村高鍋村	九六、〇〇〇	山口縣厚狹郡南村 森重和一
同 二五五三	宮崎郡廣瀬村那珂村佐土原村	九二、〇〇〇	宇部市西區海岸通二丁目 松重善兵衛 外二人
同 二五五四	同郡同村兒湯郡富田村	九二、〇〇〇	同上
佐賀 三三三六	藤津郡多良村池光海面	九〇、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社
同 三三三〇	同	九二、〇〇〇	同上
佐賀 三三三六	同郡七浦村地先海面多良村地先海面	九二、〇〇〇	同上
同 三三三三	同	九二、〇〇〇	同上
同 三三三三	三養基郡田代村基里麓村鳥栖町	九五、〇〇〇	佐賀縣藤津郡久間村 山口慶八
同 三三三三	東松浦郡北波多村相知町	九〇、一〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 山口峰
同 三三三三	西彼杵郡神浦村地先海面	九六、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 松島炭鑛株式會社
同 三三三七	同郡半島村並ニ海面	九〇、〇〇〇	唐津市唐津 石田節一 外一人
宮崎 二五五五	兒湯郡新多村富田村	九三、〇〇〇	宇部市東區本町一丁目 宮田顯二
同 二五五七	同郡新多村妻町宮崎郡佐土原村	九四、〇〇〇	同上
同 二五五八	同郡妻町新田村都於郡村	九七、〇〇〇	同上
山口 三三〇一	厚狹郡厚狹町	一〇四、一〇〇	東京市目黒區櫻番町 武元忠義
同 三三〇一	同	九三、〇〇〇	同上

同	同郡生田村地先海面	六六,000	宇部市小串	沖ノ山炭礦株式會社
佐賀	藤津郡久間村杵島郡錦江村龍王村	三六,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
長崎	西彼杵郡瀬戸町式以良村並ニ海面	七六,000	下關市唐戸町	貝島炭礦株式會社
同	北松浦郡星鹿村鷹島村並ニ海面	九六,000	神戸市神戸區海岸通	石原産業海運株式會社
同	北高來郡森山村南高來郡受野村	九六,000	宇部市中字部	正司 恭助 外一人
福岡	朝倉郡三輪村夜須村	一〇〇,000	佐世保市春日町	緒方 行 夫
同	粕屋郡立花村山田村	一三〇,000	福岡縣粕屋郡箱崎町	高田 五郎 外一人
山口	宇部地先海面	六六,000	宇部市冲字部	竹中 雪藏 外二人
同	厚狹郡厚南村	七二,000	同	新山 田 新松
佐賀	小城郡多久村南多久村	八〇,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
熊本	天草郡龜場村桶浦村	八五,000	神戸市神戸區海岸通二丁目	石原 新三 郎
山口	天津郡日置村	九六,000	唐津市唐津	石田 節 一
同	厚狹郡五嘉村地先海面生田村地先海面	七〇,000	宇部市小串	村田 四郎 外一人
佐賀	東松浦郡呼子町地先海面港村地先海面	八三,000	佐世保市太田町	篠崎 基之助
同	同郡有浦村並ニ海面	三三,000	同 人	
熊本	上益城郡廣安村木山町津奈村福田村	五五,000	同市保立町	吉原 フア 外二人
長崎	北松浦郡佐々村	一六,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
同	東彼杵郡彼杵村千綿村佐賀縣藤津郡嬉野町	九七,000	福岡市大名町	高 須 重 彦
同	北松浦郡福島村並ニ海面	九七,000	宇部市小串	沖ノ山炭礦株式會社
福岡	田川郡川崎町	一六,000	飯塚市立岩	株式會社麻生商店

同	遠賀郡遠賀町	一〇四,000	同 上	
同	宗像郡池野村神湊村田島村河東村	四四,000	八幡市昭和町一丁目	益月 車彦 外一人
同	築上郡上城井村	四二,000	宇部市宇部	柴 尾 祐 七
同	八女郡木屋村黒木町	九六,000	福岡市住吉	葉室勘兵衛 外一人
同	三潞郡韶代村田口村川口村	九六,000	東京市日本橋區笠町二丁目	三井礦山株式會社
佐賀	佐賀郡南川副村西川副村東與賀村並ニ海面	五七,000	同 上	
大分	日田郡大鶴村	七五,000	唐津市唐津	林 正男 外一人
長崎	北高來郡有喜村小散野村小栗村並ニ海面	九〇,000	長崎縣北松浦郡杵木村	吉居丑之助 外一人
同	南松浦郡有川町並ニ海面	九〇,000	小倉市米町七丁目	坂田 稻吉 外一人
同	西彼杵郡多良辰村並ニ海面松島村地先海面	七三,000	佐賀縣彼杵郡武雄町	草 場 淺 一
同	同郡野母村地先海面	六四,000	宇部市上字部	金 野 庄 吉



## 炭界日誌

才津原生

七月十六日(日)晴

△福岡縣では責任者不明の鑛害地復舊に助成金百万圓を捻出の豫定である。

七月十七日(月)晴

△未曾有の湯水の爲、發電用炭需要激増して來た。  
△朝鮮總督府に鑛山局を設置することに内定した。

七月十八日(火)晴

△滿鐵撫順炭坑では、石炭の直接液化に成功、各方面から大いに注目されてゐる。

七月十九日(水)晴

△増田發送電總裁、逕信省訪問、石炭獲得につき逕相の乗出しを要請した。

△純アウトサイダー代表者一行カーブイド配給に關し福岡縣廳に陳情した。

七月二十日(木)晴

△上京中の本社武内專務若松歸着、石炭配給切符制實施の確報を齎らした。

七月二十一日(金)晴

△商工省の探鑛獎勵金申請數一千件と推定され、この中二割支給する筈と傳へられる。

七月二十二日(土)曇

△佐賀縣立川炭坑ガス爆發、加ふるに大落磐あり、二十數名死傷した。

△縣廳に於て半島人勞務者募集に關する打合協議會、本會

より赤司主任出席。

七月二十三日(日)雨

△帝國鑛業株の割當略完了、八月中に創立の運びとなつた  
七月二十四日(月)曇

△直方に於て職業紹介所と炭坑側との懇談協議會。

△筑豊市町村代表者一行は、福岡鑛山監督局及び福岡縣警察部訪問、遠賀川淨水問題に就き陳情、兩當局の回答に満足して退去した。

七月二十五日(火)晴

△本社重役理事會午後一時より會議室に開會、石炭切符制度實施につき種々具體的協議を行つた。

七月二十六日(水)晴

△試掘鑛夫養成に官民共同機關設置することに決定した。  
△大阪石炭商組合長外代表者は商工省に出頭、石炭切符制度に關して適當な指示を與へられたき旨要請した。

七月二十七日(木)晴

△若松驛操車場移轉工事は、材料入手難の爲、當分延期の形となつた。

七月二十八日(金)晴

△燃料局では鑛夫の大量養成を爲すべく政府補助による養成機關設立に決した。

△燃料國策研究會臨時總會に於て燃料省設置の決議をした  
七月二十九日(土)晴

△石炭配給切符制度實施につき各方面に種々臆測が行はれ炭界愈々多事となつた。

七月三十日(日)晴

△石炭消費の合理化をはかる爲焚き方の實地指導を行ひ八十万圓の豫算を計上した。

七月三十一日(月)晴

△職業紹介所と本會系炭坑勞務主任協議會午前十時より開催。

△鑛山監督局官制並に分課規定が改正された。

八月一日(火)晴

△野上本會々長飛行機にて東上した。

△中支に日支合辦の淮南炭坑會社設立の機運熟して來た。

(資本金千五百万圓)

△滿洲國鑛業法中一部改正令が公布された。

△石炭運賃本日決定。(五錢値下)

八月二日(水)晴

△本社武内專務要務を帯びて東上した。

△中央物價委員會で石炭共販會社設立法案を來議會に提出の筈なりと各紙報導した。

八月三日(木)晴

△福岡局管内第一回鑛山賃金委員會は午前十時、福岡市昭和ビルに於て開催、答申案を決定した。

八月四日(金)晴

△福岡市石炭業者代表博多商工會議所に今冬の石炭増配を陳情した。

八月五日(土)晴

△福岡局管内鑛業報國聯合會結成式は福岡市商工會議所に於て盛大に舉行された。(記事參照)

八月六日(金)晴

△發送電會社では石炭對策立案中であるが、琿春炭移入に力を入れることとなつた模様である。

八月七日(月)晴

△製塩用炭不足を告げ、當局では宇部炭を斡旋することになつた。

八月八日(火)晴

△本社武内専務、松尾代議士と共に本朝下關歸着、歸來談發表。

△朝鮮有煙炭開發に一元的統制を行ふことになつた。

△大阪石炭協會、定例役員會。

八月九日(水)晴

△半島移入労働者は主として優良炭坑へ優先的に割當てる  
と言ふ説が傳へられてゐる。

△帝國鑛業開發株式會社設立委員會、日本工業俱樂部に於て開催。

△滿洲國物資委員會開催、石炭對策決定す。

八月十日(木)晴

△福岡縣廳に於て半島人移入に關する協議打合會、赤司主任、正野出席。

△鑛山女子入坑解禁の省令公布に決した。

八月十一日(金)晴

△中央氣象台飯塚觀測所では近く自然排氣の炭坑の打診を行ふことになつた。

八月十二日(土)晴

△福岡市片山親氏、瓦斯發生自動警報器發明、特許申請した、實用化を期待されてゐる。

八月十三日(日)晴

△飯塚健康相談所では石炭増産に拍車をかけるべく、坑内病(寄生虫)退治に乗り出した。

八月十四日(月)晴

△野上會長が歸社した。

△上半期の増炭僅か十七餘万噸と發表、豫定の三百万噸とは大なる隔りがあり重視されてゐる。

八月十五日(火)晴

△本社武内専務、赤司庶務主任と共に渡鮮、半島人雇傭に關し總督府と協議する筈。

### 編輯後記

排英、擊英、英國を東亞から追ひ出せ、澎湃として起つた全國民の聲を英國はそも何と聞いてゐるか。

表面平靜を装ひながら、内心周章狼狽して善後策に狂奔してゐる様子が見えて笑止の至りでござる。

時代の流とは何ものをも押流す。一昔前いや一年前まではそうでなかつたかも知れぬ。しかし時代はもはや移つたのだ。英國何ものぞノ日英會談など最初からヤマは見えてゐる。

本號は野上本會々長の長論文を載せ得たこれは現下石炭政策上から見て當然問題となるべきブル制度を説いたもので、既に本誌六、七月號に掲載した古田昭石社長の論文と併せ讀ませたい。

殊に本月十六日附で石炭販賣規則が公布され十月一日より實施と言ふことになつたが、あれこれ考へ合せて本年の炭界は頗る

多事多端(多難とは言はず)となりつゝある。

八月五日福岡局長中村幸八氏を會長とし、福岡局管内鑛業報國聯合會の發會式が盛大に舉行され、大中小各炭礦打つて一丸となり鑛業報國に邁進すべく起ち上つた。

町田達次郎氏は本號で産業報國を説かれたが、産業の一部門たる鑛業の方面に於ては斯くして既にその整備だけは調つた。今後其の活動が期して待たれる。

星惣吉氏は今般福岡局から蒙選政府の招聘により榮轉されたが、毎號執筆中の「鑛業権の生れるまでの経過」だけは完結したいと言ふ事て今月も掲載する事が出来た。尙此の記事ははるく佐渡ヶ島から紹介があつた事を附記して置く。

其他、町田分析所主任の研究記事を始め相當コソのある記事を集め得たことは聊か編輯者の自慢とするところである。

(白刃生)

### 互助會報・第四卷・第八號

購一冊 金參拾錢 郵稅共  
半年分 金壹圓八拾錢同上  
一年分 金參圓六拾錢同上  
料金は前金の事

昭和十四年八月十七日印刷納本  
昭和十四年八月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人

編輯人

若松市堺町三丁目

印刷人

若松市堺町三丁目

印刷所

吉田印刷所

電話六五二番

發行所

石炭鑛業互助會

福岡縣若松市本町二丁目  
電話 七三〇六七八番

# 九州水力電氣株式會社

## 守谷商會九州支店

電話代表(5)二八三二番

東京製綱株式會社  
株式會社 明電舎  
株式會社 宇部鐵工所  
東洋ベヤリング  
製造株式會社  
日本皮革株式會社  
大日本機械工業株式會社  
護工場  
日立製作所製  
リングチェーン  
株式會社 日本鑿岩機製作所  
代理店  
小倉市室町

# 鑛山用諸機械

壓	ポ	送	ピ	ド	捲	コ
縮	ン	風	ツ	リ	揚	ー
機	プ	機	ク	ル	機	ル
			シ	シ		カ
			ャ	ャ		ツ
			プ	プ		タ
			ナ	ナ		ー



東京丸ノ内・福岡市天神町

京都帝國大學助  
教授 理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

# 北松浦炭田地質說明書

## 附錄

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖、  
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版函入

插圖化石寫真數種

◆分讓實費參圓

(送料十錢)

長崎縣北松浦郡佐々村  
北松南礦業會發行  
振替福岡三四二五番

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便尠からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學的良好心と鏝骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

株式會社日立製作所

# グリース

ボールベヤリング用

國產第一位最優良

戸畑工場御指定品

## スペシャルカツプグリース

本品はS K F興業株式會社  
より本國に送附試験の結果  
最適當品と認められ居るも  
のにして原料の精選と多年  
の經驗に依る優秀品として  
御推奨に足るものなり

小倉市米町十丁目二三八

發賣元

田村商會

電話(5)一七三六番

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可  
昭和十四年八月十七日印刷  
昭和十四年八月二十日發行

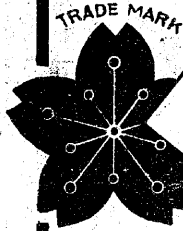
石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

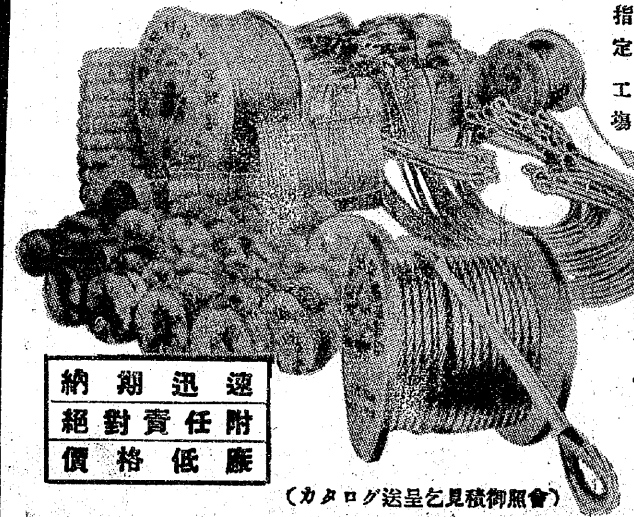
最新の技術・最古の歴史

工學博士 多賀谷正義氏責任指導製品



鑛山用ワイヤーロープ

株式会社 笹村製網所製品



帝國陸海軍省  
鐵道省通信省  
指定工場

日本標準規格品

納期迅速  
絕對責任附  
價格低廉

(カATALOG送呈乞見積御照會)

九州總代理店

幸田次兵衛本店

福岡市中島町

電話東③〇二五二・一五〇二

